

第2期福岡県地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年12月1日現在における福岡県全市町村（北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町）の行政区域とする。概ねの面積は、498,700ヘクタール程度である。

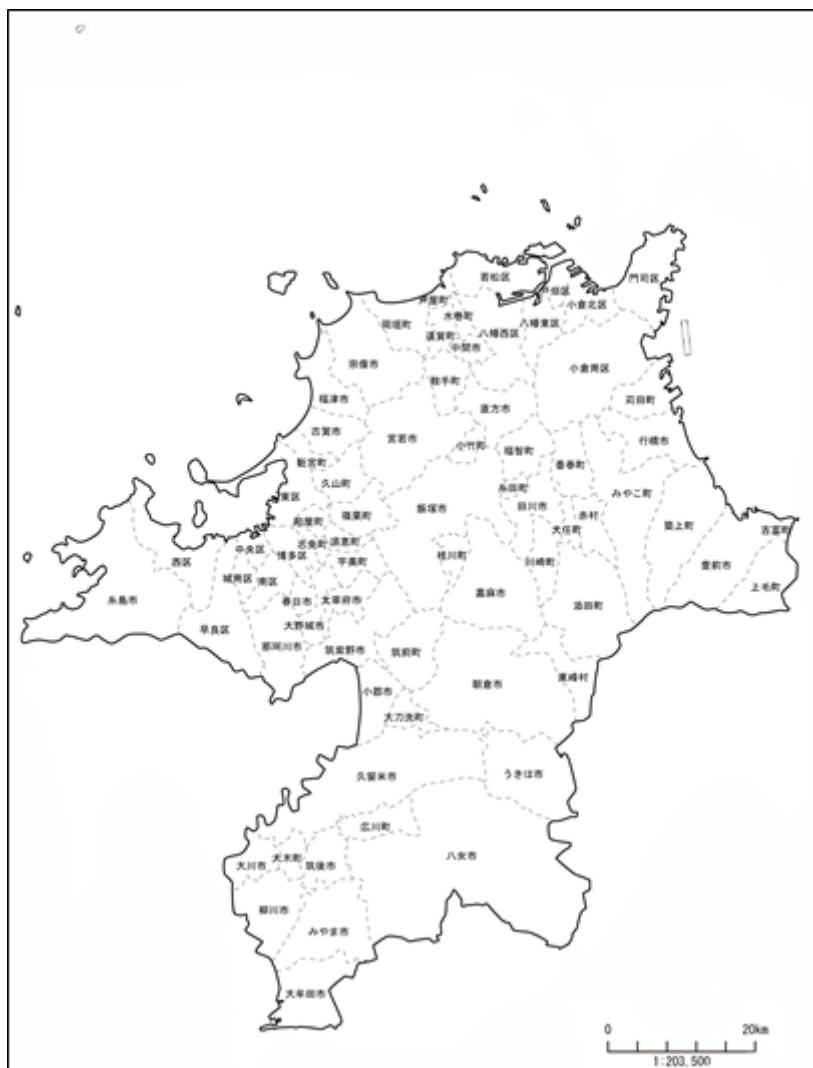
本区域には、自然公園法に規定する国立公園・国定公園・県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地等の区域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域が存在するため、8.において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本促進区域には存在しない。

また、自然公園法に規定する国立公園・国定公園・県立自然公園の区域のうち特別保護地区及び第1種特別地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区のうち特別保護地区、自然環境保全法に規定する福岡県自然環境保全地域については、促進区域から除外するものとする。

加えて、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した（重点）促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

(福岡県促進区域図)



※福岡県内 60 市町村の地域区分

【北九州地域】

北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

【福岡地域】

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村

【筑豊地域】

直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

【筑後地域】

大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

福岡県は、日本で唯一、日本海側のアジアを向いた大都市であり、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めている。福岡―東京間 880km に対して、福岡―上海間は 890km と、ほぼ同距離にあり、福岡―ソウル間は 540km と、朝鮮半島や中国大陸に極めて近い位置にある。県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がり、筑紫平野、背振山地、耳納連山などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの河川と、流域には肥沃な平野など自然に恵まれた地域である。

②インフラの整備状況

県内の全域を、高速道路、国道、鉄道（九州旅客鉄道、西日本鉄道等）が網羅しており、県内の移動・輸送のアクセスが良好である。

○ 航空路

2つの拠点空港（都市型空港の福岡空港、24時間利用可能な北九州空港）を持つ。福岡空港は、旅客数国内第3位、貨物取扱量第5位と、ヒト、モノの動きが活発な空港であり、九州・西日本の発展を支える拠点空港として、またアジアへのゲートウェイとして重要な役割を果たしている。

北九州空港は、24時間利用可能という強みを活かし、福岡空港で対応できない貨物便や早朝・深夜時間帯にも旅客便が運航している。また、令和5年3月に北九州空港滑走路延長事業が国の新規事業として採択された（供用開始予定は令和9年8月）。滑走路が現在の2,500mから3,000mに延長されることにより、大型貨物専用機の長距離運航が可能となる。

（福岡空港データ）

- ・国内線 27 路線 192 往復／日
- ・国際線 17 路線 392 往復／週、9ヶ国・地域、17 都市
- ・令和4年度旅客数 17,968 千人（羽田、成田に次いで第3位）
- ・令和4年度貨物取扱量 148,018 トン（成田、羽田、関西、那覇に次いで第5位）

（北九州空港データ）

- ・国内線 1 路線 14～15 往復／日
- ・国際線 1 路線 7 往復／週、1ヶ国・地域、1 都市
- ・令和4年度旅客数 851 千人
- ・令和4年度貨物取扱量 17,466 トン

※ 数値は国土交通省資料「空港管理状況調書」による確定値、便数については令和5年10月現在。

○ 海路

世界の港と結ぶ博多港（外貿コンテナ取扱貨物量国内第6位）と北九州港（同9位）の2つの国際拠点港湾を持ち、全国有数の工業港である苅田港と三池港の2つの重要港湾を持つ。

博多港及び北九州港は、日本海側拠点港の総合的拠点港（全国で5港）として選定されており、釜山や上海など世界のコンテナ取扱量上位の港が1,000km圏内の近さにあり、海外貿易の要衝となっている。

博多港の国際コンテナ定期航路は、発展を続けるアジア地域（東南アジア、中国、韓国）を中心に、41航路・月間216便あり、アジア諸国をはじめ、世界と九州をダイレクトにつなぐ重要な航路である。

○ 高速道路網

県内の高速自動車国道の総延長距離は204.4km、25のインターチェンジと4のスマートインターチェンジがあり、県内各地へ効率的に貨物を移送可能と、非常に利便性が高い道路網が整備されている。

福岡インターチェンジからの所要時間は、山口、長崎、熊本、佐賀は2時間以内、鹿児島、宮崎は3.5時間、東大阪が約7.5時間、名古屋は10時間弱、東京は14時間程度であり、福岡を基点としたビジネスに適した環境が整っている。

なお、平成28年4月には、東九州自動車道の北九州—宮崎間が直結し、九州自動車道、大分自動車道と併せて東の循環交通ネットワークが形成されている。

○ 鉄道網

県内の鉄道網は、8社、24路線、総延長800.7kmと、県内全域を広くカバーしている。平成23年3月には、九州新幹線鹿児島ルートが全面開業し、ビジネス環境がますます便利になった。「博多＝鹿児島中央」間を約80分で結ぶなど九州管内の利便性が向上しただけでなく、山陽新幹線との直通運転が実現するなど、九州の圏域を越えた鉄道のネットワークが広がっている。

③産業構造

昭和51年12月、日産自動車(株)（現：日産自動車九州(株)）が京都郡苅田町において生産を開始した後、トヨタ自動車九州(株)、ダイハツ工業(株)（操業当時はダイハツ車体(株)）、日産車体九州(株)と完成車メーカーの工場立地が相次いだ。これを機に、自動車部品製造や車両開発、組込みソフトウェアなどの自動車関連産業が集積し、福岡県を含む北部九州地域は世界有数の自動車産業集積地となった。また、大学や研究機関が多く集まる福岡市を中心としたシステムLSI（システムをワンチップに集積したもの）設計開発の知的集積や、筑後・筑豊地域の医療・研究機関を中心としたバイオ・メディカル産業の集積、産業用ロボットの世界トップメーカー（株）安川電機など、独自の技術を持ったものづくり企業の集積が進むなど、本県

は、それぞれの地域が持つ強みを活かしながら、特徴のある産業集積が進んできた。

製造業以外の分野では、2つの拠点空港（福岡空港・北九州空港）と2つの国際拠点港湾（博多港・北九州港）、高速道路網や鉄道網といった充実した交通インフラを背景とした観光産業・物流産業が集積している。農林水産業の分野では、豊かな自然と交通網の発達により、海外も含め、新鮮・高品質な農水産物の販路が広がりつつある。

また、環境を軸に世界に展開する産業拠点の構築を目指し、北九州市、福岡市の両政令市とともに本県が取り組んでいる「グリーンアジア国際戦略総合特区」は、本県経済を牽引する環境配慮型製品・システム関連産業の集積を呼び、その取組みは県内各所に広がりを見せている。

県内4地域ごとの産業の特徴は以下のとおり。

《北九州地域》

古くから鉄鋼や石炭、化学等を中心に発展し、基礎素材型産業のウェイトの高い地域であったが、その後、自動車産業やロボット産業等の集積が進み、加工組立型産業（第二次産業）の割合が約29%（令和2年度福岡県市町村民経済計算から計算）と高くなっている。

このため、完成車メーカーを中心とした自動車関連産業の集積、北九州市の（株）安川電機をはじめとするロボット関連産業、北九州市が中心となって取り組む環境・エネルギー関連産業の集積が進んでいる。

また、平成26年度からIT企業誘致に本格的に取り組む、これまで140社を超えるIT関連企業の拠点開設（増設含む）が進み、約3,800人の新たな雇用の場を創出している。

さらに、当地域の東九州自動車道、北九州貨物ターミナル駅、北九州港や苅田港、北九州空港などの恵まれたインフラに加え自動車産業で培った技術とものづくり人材を背景に、平成22年7月に立ち上げた「福岡県航空機産業振興会議」を中心に航空宇宙産業の振興にも取り組んでいる。

《福岡地域》

当地域は、九州の内外からヒト・モノが集まる地域で、歴史的にも商業やサービス業が活発な地域である。アジアの玄関口である福岡空港や博多港などの充実した交通インフラを背景に、オフィスビルが建ち並び、企業の支社や支店の機能などが集中している。このような都市型の立地環境を活かしたソフトウェア関連産業やクリエイティブ産業、コールセンター、データセンター、活発な物流を背景とした運送業などの立地が進んでいる。

近年、福岡地域西部に位置する福岡市及び糸島市を中心とした地域は、九州大学のキャンパス移転に伴い、大学のシーズを活用した水素エネルギー・有機EL等次世代

産業分野の研究開発拠点の設置や豊かな自然を活用した農業・観光という新たな強みを持った地域となっている。

《筑後地域》

筑後地域は、豊かな自然に恵まれた地域であり、農林水産業や地場産業、商工業などの多様な産業、文化、個性ある都市群など、魅力にあふれた地域である。筑後川の周辺地域は、良質な地下水を含む筑後平野で育った大粒の美しい筑後米とも相まって古くから酒造りが盛んであり、また、河川上流の日田杉を水運により河口付近まで運ぶことで、日本一の生産高を誇る「大川家具」が生まれるなど、農林水産関連の産業が盛んである。

このように豊かな農作物と長年培われた醸造技術やバイオテクノロジー分野における取組みを活かしたバイオテクノロジー関連産業及び農林水産関連産業に加え、近年では、ダイハツ九州(株)エンジン工場を核とした自動車関連産業も集積している。

《筑豊地域》

石炭産業からの産業転換を図り、自動車メーカーへの良好なアクセス性を生かした自動車産業の立地をはじめ、最先端の電磁波測定施設「ADOX福岡」を利用した実証試験や自動車産業を支える人材育成も活発に行われている。また、飯塚病院、独立行政法人労働者健康安全機構総合せき損センターなど充実した医療機関等を背景に、保健衛生・社会事業の同地域の総生産に占める割合は、約15%（令和2年度福岡県市町村民経済計算）となっている。

近年では、平成30年10月に国史跡（筑豊炭田遺跡群）として指定された田川市の「三井田川鉱業所伊田坑跡」などの炭鉱関連遺産や豊かな自然を活かした観光振興の取組みにも大きな可能性を持つ。

④人口分布の状況等

福岡県の人口は5,107,858人（平成5年9月1日現在）と九州で最大の人口を持ち、九州（沖縄県を含む）の人口の約36%を占めている。

人口は、平成28年以降、平成29年は前年と比べて3,631人(0.07%)の増加、平成30年は1,156人(0.02%)の増加と微増ながら増加傾向にあったものの、令和元年は1,381人(0.03%)の減少、令和2年は3,364人(0.07%)の減少、令和3年は11,843人(0.23%)の減少、令和4年は5,404人(0.11%)の減少と自然減少が社会増加を上回る状況が続いている（令和4年福岡県の人口と世帯年報）。

人材としては、理工系国立大学の入学定員数が2,164人と全国第2位（全国学校総覧（2022年版））、高等専門学校の学生数は3,391人で全国第3位（令和3年度学校基本調査）など、高水準の教育と技術力を身につけた若い人材が豊富である。特に理工系の学生が多く、国公立・私立を合わせた理工系大学の入学定員数は6,294人と全国第5位となっている。

地域別の人口分布は、北九州地域：24%、福岡地域：53%、筑豊地域：8%、筑後地域：15%となっている。

【大学、短大、高等専門学校等の分布状況】

県内のほぼ全域に、大学、短大、高等専門学校、工業高校が分布しており、特に理工系国立大学の定員数は2,164人と東京都に次ぐ全国第2位（出典：全国学校総覧（2022年版））であるなど、企業ニーズに対応した優秀で多彩な人材を育む教育環境が整っている。

○ 大学・大学院

《北九州地域》

九州工業大学、北九州市立大学、九州歯科大学、九州栄養福祉大学、九州共立大学、九州国際大学、九州女子大学、産業医科大学、西南女学院大学、西日本工業大学、九州工業大学大学院、北九州市立大学大学院、九州歯科大学大学院、九州栄養福祉大学大学院、九州共立大学大学院、九州国際大学大学院、産業医科大学大学院、西日本工業大学大学院、早稲田大学大学院

《福岡地域》

福岡教育大学、九州大学、福岡女子大学、九州産業大学、九州情報大学、サイバー大学、純真学園大学、西南学院大学、第一薬科大学、筑紫女学園大学、中村学園大学、日本経済大学、日本赤十字九州国際看護大学、福岡大学、福岡看護大学、福岡工業大学、福岡国際医療福祉大学、福岡歯科大学、福岡女学院大学、福岡女学院看護大学、令和健康科学大学、福岡教育大学大学院、九州大学大学院、西南学院大学大学院、筑紫女学園大学大学院、中村学園大学大学院、福岡女子大学大学院、福岡歯科大学大学院、九州産業大学大学院、福岡工業大学大学院、福岡女学院大学大学院、九州情報大学大学院、福岡大学大学院、日本赤十字九州国際看護大学大学院

《筑後地域》

久留米大学、久留米工業大学、聖マリア学院大学、帝京大学（福岡医療技術学部）、国際医療福祉大学、久留米大学大学院、久留米工業大学大学院、聖マリア学院大学大学院

《筑豊地域》

九州工業大学（飯塚キャンパス）、福岡県立大学、近畿大学（福岡キャンパス）、九州工業大学（飯塚キャンパス）大学院、福岡県立大学大学院、近畿大学大学院（福岡キャンパス）

○ 短期大学

《北九州地域》

折尾愛真短期大学、九州女子短期大学、西南女学院大学短期大学部、東筑紫

短期大学

《福岡地域》

香蘭女子短期大学、九州産業大学造形短期大学部、純真短期大学、精華女子短期大学、中村学園大学短期大学部、西日本短期大学、福岡医療短期大学、福岡工業大学短期大学部、福岡女学院大学短期大学部、福岡こども短期大学、福岡女子短期大学

《筑後地域》

九州大谷短期大学

《筑豊地域》

近畿大学九州短期大学（通信制含む）

○ 高等専門学校

《北九州地域》

北九州工業高等専門学校

《筑後地域》

久留米工業高等専門学校、有明工業高等専門学校

※この他にも、各種専門学校をはじめ、国際バカロレア取得のための認定校が県内に3校あり、外資系企業の本社機能の立地や、多様な人材のニーズに対応できる環境にある。

【研究開発等を支援する公的研究施設等】

本県における本社機能の拡充及び生産施設の高度化を支援していくための研究開発等の支援施設として、以下のような公的研究施設等を有する。

《北九州地域》

福岡県工業技術センター機械電子研究所、(公財)北九州産業学術推進機構、北九州知的財産支援センター、北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター

《福岡地域》

福岡県工業技術センター化学繊維研究所、(公財)福岡県中小企業振興センター、福岡県知的財産支援センター、(株)福岡ソフトリサーチパーク、(公財)福岡県産業・科学技術振興財団、産業技術イノベーションセンター、三次元半導体研究センター・社会システム実証センター、有機光エレクトロニクス実用化開発センター、(公財)水素エネルギー製品研究試験センター、(公財)九州大学学術研究都市推進機構、福岡市産学連携交流センター、福岡市中小企業サポートセンター、(公財)九州先端科学技術研究所、(独)産業技術総合研究所水素材料先端科学研究センター、九州大学水素エネルギー国際研究センター、

《筑後地域》

福岡県工業技術センター生物食品研究所、インテリア研究所、(株)久留米リサ

ーチ・パーク、(株)久留米ビジネスプラザ、久留米知的所有権センター
《筑豊地域》
(公財)飯塚研究開発機構、福岡ソフトウェアセンター、直轄産業振興センター

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

① 北九州地域

当地域は、雇用者数の約17%、売上高の約36%、付加価値額の約26%が製造業となっており、製造業に強みを持った地域である。自動車関連、鉄鋼関連で発展してきた歴史と技術の発展を基盤に、ロボット・半導体等の技術進展が加わり、カーエレクトロニクスなど、より先進性の高い自動車生産への対応や物流関連分野や航空宇宙産業などの新たな成長産業の振興を進める。

また、IT企業誘致を本格的に取り組み始めて以降、IT企業の進出（増設含む）が、140社を超え、「誘致」から「集積」へと、新たなステージへの移行を進めていく。

さらに、北九州－宮崎間の東九州自動車道開通により、ヒト、モノの交流が急激に進んだことにより、製造分野のみならず、物流や小売、卸売、サービスの分野への波及効果が期待でき、一層、人材や技術の交流を促進していく。

② 福岡地域

当地域は、雇用者数の約76%、売上高の約77%、付加価値額の約77%が商業（サービス業）となっており、商業（サービス業）を中心とした経済構造をなしている。特に、ヒト、モノ、カネが集中する福岡市を核に、経済活動が最も盛んな地域であり、これらの圧倒的なポテンシャルを活かしてクリエイティブ産業の振興や本社機能の移転・拡充など付加価値の高い雇用の創出に努めていく。

また近年、福岡地域西部に位置する福岡市及び糸島市を中心とした地域は、大学の移転による水素エネルギー・有機EL等次世代産業分野の研究開発拠点や企業の立地、豊かな自然を活用した農業・観光・6次産業化という新たな取組みにより、多様な雇用機会を創出していくことを目指す。

③ 筑後地域

当地域は、県内有数の農業地域であることを背景に、当地域の製造業全体における雇用者数の約19.7%、付加価値額の約19.2%を占める食料品産業の割合が高いほか、サービス業においては、医療、福祉が当地域のサービス業全体における雇用者数の約29.3%、付加価値額の約31.6%と大きな割合を占めているほか、多様な産業がある地域となっている。今後の取組としては、都市機能の充実や農業をはじめとする多様な産業の展開など、地域の特性を生かした活性化を進めていく。

中でも大牟田地域は、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域指定を受けており、石炭産業に代わる新しい産業として、地域資源を活用した環境・リサイクル産業の展開を図っている。

今後は、広域的な取組みとして、個性豊かな都市が連携し、それぞれの機能を補完し合うネットワーク型の新しい都市として発展していくことを目指す。

④ 筑豊地域

当地域は、石炭産業からの転換をめざし、産業基盤や生活環境の整備を進めることにより大きく転換しようとしている。特に自動車関連企業の立地が進み、輸送用機械器具製造業が当地域の製造業全体における雇用者数の約 33.3%、付加価値額の約 42.6%を占めている。最先端の電磁波測定施設の整備をはじめ自動車産業を支える人材育成も活発に行われるなど、産業構造は大きく変わりつつある。

また、特産のトルコギキョウをはじめ、農産物のブランド化にも積極的に取り組む。

さらに、九州工業大学や近畿大学といった理工系大学を中心に、ベンチャー企業や研究機関の集積を図りながら、新たな産業創出の拠点づくりを目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・ 1 件当たり平均 3.3 億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を新たに 100 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.3 倍の波及効果を与え、促進区域で 429 億円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 429 億円は、促進区域の全産業付加価値額（約 10 兆 6,000 億円）の 0.4%以上である。
- ・ また、K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	22,950 百万円	65,850 百万円	187%

※過去の 1 事業所あたりの全産業の付加価値額実績（過去 5 年相当＝2.7 億円）に、地域経済牽引事業の実施による影響分（+ α 分）として、承認要件として設定する付加価値創出額（5,427 万円）をプラスした額＝3.3 億円を 1 事業あたりの目標額として設定。当該事業を新たに 100 件創出し、1.3 倍の波及効果を与えることで、促進区域全体で 429 億円の付加価値を創出。

【5（3）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと）】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：輸送用機械器具 製造業	2,970 百万円	11,570 百万 円	289%

（算定根拠（指定する業種ごと））

【経済的効果の目標】

現状の付加価値額については、設定時の承認件数 85 件のうち 11 件が輸送用機械器具製造業に関連するものであるため、案分して算出。

計画終了後の付加価値額については、輸送用機械器具製造業関連承認計画 11 件の計画値の平均値 5.1 億円を 1 事業あたりの目標額として設定。新規事業件数 13 件創出し、1.3 倍の波及効果を与えることで、促進区域全体で 86 億円の付加価値を創出。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	270 百万円	330 百万円	22%
地域経済牽引事業の 新規事業件数	85 件	185 件	118%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」に記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,427 万円（福岡県の一事業所あたりの平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和 3 年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 17%増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 10%増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4%増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 7%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。地図及び区域図は別紙「福岡県重点促進区域」のとおり。

なお、以下の区域についてはいずれも自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及びその他の環境保全上重要な地域を含んでいない。

また、区域の設定に当たっては、字が存在する地域については字単位、字が存在しない地域については大字単位で設定している。

《北九州市》

【重点促進区域 1：北九州市地図上の重点促進区域 1】

若松区向洋町、大字安瀬、響町 1，2 丁目

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 1,050 ヘクタール程度である。

本地区は本市の北部に位置し、水深 15m を要する高いポテンシャルを有した「ひびきコンテナターミナル」を隣接地に配するとともに、原材料や製品等の製造業や環境エネルギー産業を中心とした多くの企業立地が進んでいる。

なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

○都市計画における記載

都市計画マスタープランでは、本地区を次世代産業拠点、物流拠点に位置づけており、基本方針として「新たな技術と豊かな生活を創り出すアジアの先端産業都市の実現を目指して、産業振興や雇用の確保に向けたまちづくりを進めていく。」としている。

【重点促進区域 2：北九州市地図上の重点促進区域 2】

小倉南区長野本町 1 丁目，2 丁目，4 丁目

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 17 ヘクタール程度である。

本区域は、小倉南区の九州自動車道小倉東インターチェンジ及び北九州都市高速長野出入口に隣接し、さらに新門司フェリーターミナルから 8 km、北九州空港から 10

k mに位置し、交通利便性に優れた物流拠点としての特性が高い地区であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域を設定することとする。

また、本区域は全域が市街化調整区域であり、農用地区域は含まれないが農地が約6ヘクタール含まれるため、「9 地域経済けん引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

○北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおける記載

「工業、流通業務施設などの土地利用計画については、都市及び地域における必要性、位置的特性、種類、規模等を総合的に勘案し、農林漁業との調整を行いながら進めます」とされており、「鉄道及びインターチェンジに近接する交通至便な地区については、利便性と良好な環境を備えた住宅地や工業・流通機能を有する地域の計画的な市街化を検討します」とされている。

○北九州市都市計画マスタープランにおける記載

本区域を「物流・生産拠点」に位置付けており、北九州市の立地条件や優位性を活かした複合型物流拠点都市の形成を実現するため、陸、海、空の交通、産業拠点の整備とともに、それらが連携して交流を促進していく総合的な交通体系の整備を進めていくとされている。

○北九州市物流拠点構想における記載

本区域を「物流施設誘導エリア」に位置付けており、高速道路のインターチェンジ周辺や港湾、空港の周辺など交通利便性の高いエリアを物流施設誘導エリアと設定し、このエリアを中心に、物流施設等の立地を支援していくとされている。

○北九州市農業振興地域整備計画における記載

本区域に含まれる農地は、都市部に近接し、大都市市域に包有された農業振興地域であることから、他の土地利用との整合を図り、市域全体の効率的な土地利用を阻害することのないよう十分配慮を行うこととされている。

【重点促進区域3：北九州市地図上の重点促進区域3】

小倉南区大字長野、舞ヶ丘五丁目

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は7ヘクタール程度である。

本区域は、小倉南区の九州自動車道小倉東インターチェンジ及び北九州都市高速長野出入口に隣接し、さらに新門司フェリーターミナルから9km、北九州空港から11

k mに位置し、交通利便性に優れた物流拠点としての特性が高い地区であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域を設定することとする。

また、本区域は全域が市街化調整区域であり、農用地区域は含まれないが農地が約3ヘクタール含まれるため、「9 地域経済けん引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

○北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおける記載

「工業、流通業務施設などの土地利用計画については、都市及び地域における必要性、位置的特性、種類、規模等を総合的に勘案し、農林漁業との調整を行いながら進めます」とされており、「鉄道及びインターチェンジに近接する交通至便な地区については、利便性と良好な環境を備えた住宅地や工業・流通機能を有する地域の計画的な市街化を検討します」とされている。

○北九州市都市計画マスタープランにおける記載

本区域を「物流・生産拠点」に位置付けており、北九州市の立地条件や優位性を活かした複合型物流拠点都市の形成を実現するため、陸、海、空の交通、産業拠点の整備とともに、それらが連携して交流を促進していく総合的な交通体系の整備を進めていくとされている。

○北九州市物流拠点構想における記載

本区域を「物流施設誘導エリア」に位置付けており、高速道路のインターチェンジ周辺や港湾、空港の周辺など交通利便性の高いエリアを物流施設誘導エリアと設定し、このエリアを中心に、物流施設等の立地を支援していくとされている。

○北九州市農業振興地域整備計画における記載

本区域に含まれる農地は、都市部に近接し、大都市市域に包有された農業振興地域であることから、他の土地利用との整合を図り、市域全体の効率的な土地利用を阻害することのないよう十分配慮を行うこととされている。

【重点促進区域4：北九州市地図上の重点促進区域4】

小倉南区大字南方、大字蒲生、大字長行、蒲生五丁目、高野四丁目

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は63ヘクタールである。

本区域は、採石場（廃止予定）で小倉南区の九州自動車道小倉南インターチェンジ及び北九州都市高速北方出入口にも3kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進するこ

とが適当であるため、重点促進区域を設定することとする。

また、本区域は農用地及び農用地区域を含まないが、全域が市街化調整区域であるため、「9 地域経済けん引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

○北九州市基本構想・基本計画における記載

「災害時においても日本の社会・経済活動を支えるための拠点として、首都圏などの企業の本社機能やデータセンターなどのバックアップ機能を集積する取り組み『バックアップ首都構想』を推進する」とされており、「物流インフラや産業用地などの都市基盤の整備、特区制度の活用や産学官の連携による新技術や新事業の創出などにより、企業の誘致に取り組む」とされている。

○北九州市産業振興未来戦略における記載

「北九州市が持つ、自然災害リスクの低さ、陸・海・空の充実した物流インフラ、ものづくり産業や環境産業の集積、豊富な理工系人材など、強固な産業基盤のポテンシャルを開花させるとともに、民間の知恵と活力を活かして競争力のある産業用地を創出する」とされており、「首都圏企業の本社機能などを呼び込むバックアップ首都の誘致を推進する」とされている。

○北九州市都市計画マスタープランにおける記載

本区域を「自然・田園ゾーン」に位置付けており、「国家戦略特区の活用をはじめとする市の成長戦略に基づいた政策については、円滑な推進を図るとともに、適切な土地利用の誘導を図る」とされている。

《八女市》

【重点促進区域1：八女市地図上の位置A】

鵜池字上柳、鵜池字下柳、鵜池字広川林、鵜池字松ノ外、鵜池字大坪、前古賀字三町野

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は35ヘクタール程度である。

本区域は、4社の企業が立地する場所で、自動車部品や医療機器製造企業が立地し、九州自動車道八女インターチェンジにも2kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、本区域は農用地を含んでおらず、非線引き都市計画区域にあることから市街化調整区域は存在しない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

○八女市都市計画マスタープランにおける記載

鵜池字上柳、鵜池字下柳、鵜池字広川林、鵜池字松ノ外、鵜池字大坪、前古賀字三町野は工業地として位置づけされている。

○八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域は、工業団地の整備を推進し、優良企業の更なる誘致を進めるとされている。

【重点促進区域2：八女市地図上の位置B】

室岡字半別当、室岡字道添、室岡字野中、室岡字一丁野、室岡字下船底、室岡字上船底

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ね面積は12ヘクタール程度である。

本区域は、2社の企業が立地する場所で、九州自動車道八女インターチェンジへ1km以内と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、本区域は農用地を含んでおらず、非線引き都市計画区域にあることから市街化調整区域は存在しない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

○都市計画における記載

室岡字半別当、室岡字道添、室岡字野中、室岡字一丁野、室岡字下船底、室岡字上船底は工業専用地域とされている。

○八女市都市計画マスタープランにおける記載

室岡字半別当、室岡字道添、室岡字野中、室岡字一丁野、室岡字下船底、室岡字上船底は工業地として位置づけされている。

【重点促進区域3：八女市地図上の位置C】

今福字恩明寺、今福字北牟田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ね面積は15ヘクタール程度である。

本区域は、3社の企業が立地する場所で、農林水産品製造企業も立地し、九州自動車道八女インターチェンジにも近接しており、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、本区域は農用地を含んでおらず、非線引き都市計画区域にあることから市街化調

整区域は存在しない。また、農用地区域も含まない。
(関連計画における記載等)

○八女市都市計画マスタープランにおける記載

今福字恩明寺、今福字北牟田は工業地として位置づけされている。

《古賀市》

【重点促進区域1：古賀市地図上の位置A】

古賀市駅東、古賀市天神

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は23ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業8社の工場等が集積する場所かつJR古賀駅から半径1km以内に位置し、国道3号及び古賀インターチェンジ乗入口からも1.5kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は市街化区域にあり、農用地及び市街化調整区域は含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

○都市計画における記載

古賀市駅東及び古賀市天神は工業地域とされている。

○古賀市都市計画マスタープランにおける記載

古賀市駅東及び古賀市天神は工業・流通地域とされている。

○古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域を含む区域については、地域を担う基幹産業となる製造業をはじめとした中核企業支援及び新たな企業進出や拠点強化への支援拡充を行うとされている。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域2：古賀市地図上の位置B】

鹿部ウツキ、鹿部永浦、鹿部播摩、鹿部小牧、鹿部日焼、鹿部浦口、鹿部尾向、古賀五反田、古賀京田、古賀八反田、古賀牟田、古賀上牟田、糸ヶ浦、青柳井ノ浦、青柳芝原、青柳藤津田、青柳蔭入、青柳三田浦、青柳糸ヶ浦、青柳藤津、青柳大浦、青柳楠浦、青柳中里、今在家井手口、今在家有町、今在家コウゾミゾ、今在家用尺、今在家大坪、今在家雨降、今在家高柳、今在家苗代町、今在家水町、今在家屋敷

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 113 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として 6 つの工業団地に 70 社もの製造業、運輸業等が集積する場所かつ JR ししぶ駅から半径 3 km 以内に位置し、国道 3 号沿い及び古賀インターチェンジ乗入口からも 0.5 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は市街化区域にあり、農用地及び市街化調整区域は含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

○都市計画における記載

古賀市鹿部は工業専用地域、工業地域、準工業地域、古賀市古賀は工業専用地域、工業地域、古賀市糸ヶ浦は工業地域、古賀市青柳は工業地域、市街化調整区域、都市計画区域外(特定用途制限地域：筑紫野古賀線沿線地区)、古賀市今在家は工業地域とされている。

○古賀市都市計画マスタープランにおける記載

古賀市鹿部、古賀市古賀、古賀市糸ヶ浦、古賀市青柳(市街化区域)は、工業・流通地域、古賀市今在家(市街化区域編入済み)は、現工業団地を拡充させる土地利用に取り組む区域、古賀市青柳(市街化調整区域)は、集落・居住地域、農業保全地域、森林保全地域、古賀市青柳(都市計画区域外)は森林保全地域とされている。

○古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域を含む区域については、地域を担う基幹産業となる製造業をはじめとした中核企業支援及び新たな企業進出や拠点強化への支援拡充を行うとされている。

【重点促進区域 3：古賀市地図上の位置 C

青柳馬渡、青柳釜田、青柳松本、青柳大内田、青柳篠林、青柳町馬渡

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 44 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として工業団地に 20 社以上の製造業、運輸業等が集積する場所かつ県道 35 号沿い及び古賀インターチェンジ乗入口からも 2.5 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、本区域は準都市計画区域(特定用途制限地域：筑紫野古賀線沿線地区)にあり、農用地及び市街化調整区域は含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

○都市計画における記載

古賀市青柳及び青柳町は工業地域、市街化調整区域、都市計画区域外(特別用途制限

地域：筑紫野古賀線沿線地区）とされている。

○古賀市都市計画マスタープランにおける記載

古賀市青柳及び青柳町（市街化区域）は、工業・流通地域、古賀市青柳及び青柳町（市街化区域）は、集落・居住地域、農業保全地域、森林保全地域、古賀市青柳及び青柳町（都市計画区域外）は森林保全地域とされている。

○古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域を含む区域については、地域を担う基幹産業となる製造業をはじめとした中核企業支援及び新たな企業進出や拠点強化への支援拡充を行うとされている。

【重点促進区域4：古賀市地図上の位置D】

古賀市玄望園

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は28ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として自動車産業に資する製造業、運輸業等が立地可能な地区計画区域かつ県道503号沿い及び古賀インターチェンジ乗入口からも3kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、本区域は市街化調整区域であるが地区計画を定めており、農用地は含まない。また、農用地区域も含まない。

（関連計画における記載等）

○都市計画における記載

古賀市玄望園は市街化調整区域の地区計画区域とされている。

○古賀市都市計画マスタープランにおける記載

古賀市玄望園は工業・流通地域とされている。

○古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域を含む区域については、地域を担う基幹産業となる製造業をはじめとした中核企業支援及び新たな企業進出や拠点強化への支援拡充を行うとされている。

《朝倉市》

【重点促進区域1：朝倉市地図上の位置A】

朝倉市一木（字ヲワタ、字下原、字八田）、屋永（字西田、字坂本）、小田（字ヒカケ、字稲木田、字童子丸、字東鳩胸、字西鳩胸、字野田、字北ノ松、字大増、字水洗、字丸山）、平塚（字七反坪、字公役、字カウ、字屋永田、字大坪、字チカウブ、字川添、字山ノ上、字大願寺、字西中原、字東中原、字久治山、字大堀）、中寒水（字チカウブウ）、馬田（字池ノ端）地区

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は190ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性としての16社の製造業の企業が集積する場所で、かつ甘木インターチェンジからも3km以内に位置し、都市計画道路も整備されるなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、本区域には、農用地及び農用地区域を含めないこととする。(農用地区域については、「別紙 福岡県重点促進区域」のとおり。)また、非線引き都市計画区域にあることから市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

○朝倉市都市計画マスタープランにおける記載

- ・甘木中央地域(一木、屋永)

牛木地区や一木地区の工業地では、周辺の農業生産環境や居住環境に配慮しつつ、工業地としての土地利用を促進します。

- ・南陵地域(小田、平塚、馬田、中寒水)

中原地区や平塚地区の工業地では、周辺の農業生産環境や居住環境に配慮しつつ、工業地としての土地利用を促進します。

※本地区には環境保全上重要な地区は存在しない。

○朝倉市農業振興地域整備計画における記載

近年開発が進んでいる中原地区のキリンビール工場南側、牛木地区の都市計画用途地域側、一木地区の甘木インター付近、甘木地域のピーポート通の沿線の農用地約69ヘクタールは、必要に応じて農用地区域から多用途への有効利用を検討する。

《うきは市》

【重点促進区域1：うきは市地図上の位置A】

吉井町鷹取字二ノ上、鷹取字六反田、鷹取字宮田、鷹取字牟田、鷹取字谷添、富永字東八幡免、富永字口無、富永字黒崎、富永字ハツエ、富永字菰原、富永字西八幡免、富永字中仏正、富永字下仏正、富永字半ヶ坪

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は24ヘクタール程度である。

本地域は新たに造成されている工業用地と製造業等14社の工場等が集積する場所で、1km以内に自動車及び自動車部品製造企業が立地するなど関連企業の立地に適した場所であるとともに、大分自動車道朝倉インターチェンジへ5km以内と良好なアクセスを有するなど交通インフラも充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域を設定することとする。

なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

○第2次うきは市総合計画における記載

本区域を含む区域については、大分自動車道朝倉インターチェンジへの利便性を生かした企業誘致等を推進し、就労の場を確保することで、雇用の創出と新規学卒者等の地元就職を促進するとされている。

【重点促進区域2：うきは市地図上の位置B】

浮羽町字高見別尺、高見字馬渡、高見字雷、高見字鐘突、高見字榎町、高見字覚手
(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は5ヘクタール程度である。

本地域は製造業等の工場等が集積する場所で、自動車及び自動車部品製造企業が立地するなど関連企業の立地に適した場所であるとともに、大分自動車道杷木インターチェンジへ3km以内と良好なアクセスを有するなど交通インフラも充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域を設定することとする。

なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

○第2次うきは市総合計画における記載

本区域を含む区域については、大分自動車道杷木インターチェンジへの利便性を生かした企業誘致等を推進し、就労の場を確保することで、雇用の創出と新規学卒者等の地元就職を促進するとされている。

《糸島市》

【重点促進区域1：糸島市地図上の位置A】

多久字高来田、多久字鎌越、多久字上田、多久字川久保、多久字大坪、多久字藤田、多久字柿原、多久字六地藏、多久字口木、多久字中原、多久字久保田、多久字木町、多久字沼田、多久字原口、多久字長田、多久字元多久、多久字通路木、多久字ツイジ、多久字奈良尾、多久字大坂、多久字イカリ、多久字小松、多久字包石、多久字柴崎、多久字地藏前、多久字栗尾、多久字柿根、多久字林ノ下、多久字下多久、多久字多久田、多久字三丁分、多久字高峯、多久字サイラキ、富字越当、富字染田、富字向坂、富字寺田、富字坂元、富字外河原、富字内河原、富字前田、富字山崎、富字小田、富字鴨浦、富字枝桜、富字井ノ浦、富字長浦、富字三角、富字野間、富字寸蛇、富字辰ヶ坂、富字長尾、富字砥無田、富字浅黄ヶ浦

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は210ヘクタール程度である。

本区域は、西九州自動車道の前原インターチェンジに隣接する良好なアクセスを有す

るなど交通インフラも充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域を設定することとする。

なお、本区域には、以下の地番以外の農用地及び農用地区域を含めないこととする。

糸島市多久

395-1, 395-4, 399-1～7, 400, 401-1, 401-4, 819-8, 826-1

糸島市富

697-1～5, 711-1, 711-3～13, 712-5～14, 713-1～7, 713-9～13, 931-13,
964-1～3, 965-1, 966-1～2, 967, 968, 969, 970-1～3, 971-1, 977-2, 979-5～10,
981-1, 981-4～6, 982, 985-1, 985-3, 985-5, 985-7, 985-12～13

また、本区域は全域が市街化調整区域であり、農用地区域約9ヘクタールが含まれるため、「9 地域経済けん引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

○第2次糸島市国土利用計画における記載

本区域を含む西九州自動車道・前原インターチェンジの周辺を中心とした国道202号バイパス沿線の区域については、製造・情報通信業・流通関連産業の需要に対応する必要があることから、適正な産業用地の確保を進め、企業の誘致に努めることとされている。

○第1次糸島市都市計画マスタープランにおける記載

本区域を含む西九州自動車道・前原インターチェンジ周辺、国道202号バイパス沿線の区域については、交通利便性を生かした工業・流通企業の誘致を進めることとされている。

○糸島市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む市街地近郊や中山間地域の農用地については、優良農用地としての整備を図るほか、他の土地利用との調整を踏まえ、地域の特性を生かした土地利用についても検討することとされている。

《嘉麻市》

【重点促進区域1：嘉麻市地図上の重点促進区域】

嘉麻市山野地区

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、19ヘクタールである。

なお、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

本区域は、製造業の工場等が集積し飯塚市と隣接する地域であることから雇用の確保が容易であり、理工系大学（九州工業大学情報工学部・近畿大学産業理工学部）にも近いことから、企業が求める人材の確保・産学連携において最も充実した地区である。

また、飯塚市最大の産業団地である飯塚（平恒）工業団地（約 100 ヘクタール）と一体的な大規模産業団地を構成することになり、国道 201 号バイパスにアクセスが容易で、電力（6.6 万 V 及び 2.2 万 V 特別高圧）・水道・道路等のインフラが充実していることで、企業が進出しやすい環境が整っている。

（関連計画における記載等）

○嘉麻市デジタル田園都市構想総合戦略（嘉麻市総合戦略）における記載

本区域を含む区域については、「企業誘致促進や工業団地整備、きめ細かな創業支援、商業振興により市内に働く場所を増やし、市内での就労を促すとともに、安定した雇用の創出を図る必要があります」とされている。

【重点促進区域 2：嘉麻市地図上の重点促進区域】

嘉麻市下山田地区

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、38 ヘクタールである。

なお、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

本区域は、山林に囲まれた地域で高台のため、地域住民の生活圏から垂直方向・水平方向共に距離があり騒音・臭気・防爆などの対策が比較的容易で、企業進出ではメリットを生む地区である。

また、国道 322 号は、行橋・苅田方面から鳥栖 JCT まで福岡県を縦断する幹線道路の一部であり、自動車関連企業や半導体関連産業が立地する地域間を結ぶ主要インフラとして期待される。さらに、北九州市から県南及び熊本県の間地となり、物流拠点等にも適しており、交通インフラ及び電力（6.6 万 V 特別高圧）が充実した場所である。

（関連計画における記載等）

○嘉麻市デジタル田園都市構想総合戦略（嘉麻市総合戦略）における記載

本区域を含む区域については、「企業誘致促進や工業団地整備、きめ細かな創業支援、商業振興により市内に働く場所を増やし、市内での就労を促すとともに、安定した雇用の創出を図る必要があります」とされている。

《飯塚市》

【重点促進区域 1：飯塚市地図上の位置 A】

幸袋、中、津島、目尾、吉北、柳橋

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 69 ヘクタール程度であり、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

本区域は 6 箇所（飯塚リサーチパーク、津島工業団地、幸袋工業団地、小呉竹工業団地、グリーンヒル幸袋工業団地、目尾工業団地）の工業団地区域であり、全 26 社の企業が集積している。また、交通インフラも充実しているため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定すること

とする。

(関連計画における記載等)

○飯塚市都市計画マスタープランにおける記載

既存工業団地は、多様な企業が立地しており、雇用の確保や生産活動の場として、工業拠点に位置づけられている。

【重点促進区域 2：飯塚市地図上の位置 B】

勢田、佐與

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 31 ヘクタール程度であり、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

本区域は 6 箇所（明治工業団地、小藤工業団地、石丸工業団地、潁田工業団地、木浦岐工業団地、松尾工業団地）の工業団地区域であり、全 17 社の企業が集積している。また、交通インフラも充実しているため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定することとする。

(関連計画における記載等)

○飯塚市都市計画マスタープランにおける記載

既存工業団地は、多様な企業が立地しており、雇用の確保や生産活動の場として、工業拠点に位置づけられている。

【重点促進区域 3：飯塚市地図上の位置 C】

横田、伊岐須、潤野

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 44 ヘクタール程度であり、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

本区域は 3 箇所（後牟田工業団地（1）（2）、潤野工業団地）の工業団地区域であり、全 22 社の企業が集積している。また、交通インフラも充実しているため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定することとする。

(関連計画における記載等)

○飯塚市都市計画マスタープランにおける記載

既存工業団地は、多様な企業が立地しており、雇用の確保や生産活動の場として、工業拠点に位置づけられている。

【重点促進区域 4：飯塚市地図上の位置 D】

有安、綱分、鯉田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 145 ヘクタール程度であり、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

本区域は 4 箇所（鯉田工業団地、栗尾工業団地、有安工業団地、庄内工業団地）の工業団地区域であり、全 33 社の企業が集積している。また、交通インフラも充実しているため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定することとする。

(関連計画における記載等)

○飯塚市都市計画マスタープランにおける記載

既存工業団地は、多様な企業が立地しており、雇用の確保や生産活動の場として、工業拠点に位置づけられている。

【重点促進区域 5：飯塚市地図上の位置 E】

平恒、南尾、上三緒

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 130 ヘクタール程度であり、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

本区域は 4 箇所（上三緒工業団地、飯塚工業団地、平恒工業団地、平恒地区工場適地）の工業団地区域であり、全 59 社の企業が集積している。また、交通インフラも充実しているため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定することとする。

(関連計画における記載等)

○飯塚市都市計画マスタープランにおける記載

既存工業団地は、多様な企業が立地しており、雇用の確保や生産活動の場として、工業拠点に位置づけられている。

【重点促進区域 6：飯塚市地図上の位置 F】

平塚

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 10 ヘクタール程度であり、本区域は農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

本区域は平塚工業団地であり、全 4 社の企業が集積している。また、交通インフラも充実しているため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定することとする。

(関連計画における記載等)

○飯塚市都市計画マスタープランにおける記載

既存工業団地は、多様な企業が立地しており、雇用の確保や生産活動の場として、工業拠点に位置づけられている。

《みやま市》

【重点促進区域 1：みやま市地図上の重点促進区域 1】

高田町今福

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 1 ヘクタール程度である。

本区域は、地域高規格道路である有明海沿岸道路高田インターチェンジまで 2 km に位置し、国道 209 号、主要地方道高田山川線に近接するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域を設定することとする。また、本区域は農用地区域は含まないが、全域が市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

○みやま市都市計画マスタープランにおける記載

本区域は、都市計画施設であるみやま市し尿処理場（飯江川衛生センター）跡地であり、跡地活用の検討を進めることとしている。また、農業振興との調整を図りつつ、有明海沿岸道路のインターチェンジや幹線道路周辺の利活用や既存集落の維持・活性化を図るため、必要に応じた制度等の活用を検討することとしている。

(2) 区域設定の理由

《北九州市》

【重点促進区域 1：北九州市地図上の重点促進区域 1】

本区域は港湾インフラが整っており、生産・貿易拠点としての優位性を背景に製造業を中心とした多くの企業立地が進んでいる。新たな工場等の立地及び既存工場の拡張により、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域として定めることとする。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、若松区響町の響灘東部（響灘臨海工業団地）に約1ヘクタールの遊休地（未決定面積）が把握されているため、優先して活用することとする。

【重点促進区域 2：北九州市地図上の重点促進区域 2】

本区域は、前述のとおり九州自動車道小倉東インターチェンジに隣接し、港湾・空港とのアクセスや連携に優れ、陸・海・空の充実した交通インフラを活用した「物流関連分野」における企業等の立地が見込まれるため、重点促進区域に設定することとしている。なお、北九州市内で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域 3：北九州市地図上の重点促進区域 3】

本区域は、前述のとおり九州自動車道小倉東インターチェンジに隣接し、港湾・空港とのアクセスや連携に優れ、陸・海・空の充実した交通インフラを活用した「物流関連分野」における企業等の立地が見込まれるため、重点促進区域に設定することとしている。なお、本区域で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域 4：北九州市地図上の重点促進区域 4】

本区域は、前述のとおり採石場（廃止予定）で交通インフラが充実した場所であり、さらに、九州電力の西谷変電所の近傍に位置し、大容量の電力を必要とする「グリーン関連分野」、「IT関連産業分野」に関連する企業等の立地が見込まれることから、重点促進区域を設定することとしている。なお、本区域で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

《八女市》

【重点促進区域 1：八女市地図上の位置 A】

本区域には、自動車部品や医療機器製造業が立地しており、成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域であるため、重点促進区域として設定することとする。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域 2：八女市地図上の位置 B】

本区域は、九州自動車道八女インターチェンジへ1 km以内と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、今後成長ものづくり産業に関する企業の立地が見込まれることから、重点促進区域として設定することとする。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域3：八女市地図上の位置C】

本区域は、農林水産品製造企業が立地しており、今後海外市場開拓や6次産業化を推進するため重点的に支援を投入すべき区域であるため、重点促進区域として設定することとする。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

《古賀市》

【重点促進区域1：古賀市地図上の位置A】

区域の設定に当たっては、交通インフラが充実しており、区域内の工業地域を工場立地特例対象区域と設定し、緑地面積率等の緩和を行う条例を制定することで、工場等の拡張が可能となり、新たな工場等の立地及び既存工場の拡張が見込まれることから、重点促進区域を設定することとしている。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域2：古賀市地図上の位置B】

区域の設定に当たっては、交通インフラが充実しており、区域内の工業専用地域、工業地域、準工業地域を工場立地特例対象区域と設定し、緑地面積率等の緩和を行う条例を制定することで、工場等の拡張が可能となり、新たな工場等の立地及び既存工場の拡張が見込まれることから、重点促進区域を設定することとしている。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域3：古賀市地図上の位置C】

区域の設定に当たっては、交通インフラが充実しており、区域内の特定用途制限地域の筑紫野古賀線沿線地区の一部を工場立地特例対象区域と設定し、緑地面積率等の緩和を行う条例を制定することで、工場等の拡張が可能となり、新たな工場等の立地及び既存工場の拡張が見込まれることから、重点促進区域を設定することとしている。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域4：古賀市地図上の位置D】

区域の設定に当たっては、交通インフラが充実しており、自動車産業に資する製造業、運輸業等が立地可能な地区計画の設定かつ区域内の地区計画区域を工場立地特例対象区域と設定し、緑地面積率等の緩和を行う条例を制定することで、工場等の用地面積の確保が容易になり、新たな工場等の立地が見込まれることから、重点促

進区域を設定することとしている。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

《朝倉市》

【重点促進区域1：朝倉市地図上の位置A】

区域の設定にあたっては、甘木都市計画（平成23年10月）において、一木地区、屋永地区、小田地区、平塚地区、中寒水地区、馬田地区内に、約87ヘクタールの工業地域、約19ヘクタールの準工業地域、及び約79ヘクタールの工業専用地域が設定され、当該区域内には地域の特性である製造業が集積されている。また、新たな工場の用地として十分な面積を備えていることから、これを含めて重点促進区域を設定することとしている。一木地区、屋永地区、小田地区、平塚地区、中寒水地区、馬田地区には製造業の集積（16社）があり、成長モノづくり産業を推進するために重点的に支援を投入すべき区域である。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

《うきは市》

【重点促進区域1：うきは市地図上の位置A】

本区域は、新たに造成されている工業用地と製造業等14社の工場等が集積する場所であり、今後成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域であるため、緑地面積率等の緩和を行う条例を制定することで、工場等の拡張が可能となり新たな工場等の立地が見込まれることから、重点促進区域を設定することとしている。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域2：うきは市地図上の位置B】

本区域は、製造業等の工場等が集積する場所であり、今後成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域であるため、緑地面積率等の緩和を行う条例を制定することで、工場等の拡張が可能となり新たな工場等の立地が見込まれることから、重点促進区域を設定することとしている。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

《糸島市》

【重点促進区域1：糸島市地図上の位置A】

本区域は、前述のとおり西九州自動車道・前原インターチェンジに隣接し、国道202号バイパスの沿線に位置するなど交通インフラも充実した場所であり、既設の「前原IC南産業団地」に隣接する区域である。さらに、九州電力の伊都変電所の近傍に位置し、大容量の電力を必要とする「グリーン関連分野」、「IT関連産業分

野」に関連する企業等の立地が見込まれることから、重点促進区域を設定することとしている。なお、本区域で、令和5年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

《嘉麻市》

【重点促進区域1：嘉麻市地図上の重点促進区域】

嘉麻市山野地区は、製造業の工場等が集積し、飯塚市最大の産業団地である飯塚（平恒）工業団地（約100ヘクタール）と隣接する地域である。国道201号バイパスにアクセスが容易で、電力（6.6万V及び2.2万V特別高圧）・水道・道路等のインフラが充実していることで、企業が進出しやすい環境が整っている。区域の設定に当たっては、工場立地特例対象区域と設定し、緑地面積率等の緩和を行う条例を制定することで、工場等の拡張が可能となり、新たな工場等の立地及び既存工場の拡張が見込まれることから、重点促進区域を設定することとしている。

なお、嘉麻市内で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域2：嘉麻市地図上の重点促進区域】

嘉麻市下山田地区は、北九州市から県南及び熊本県の間中地となり、物流拠点等にも適しており、交通インフラ及び電力（6.6万V特別高圧）が充実した場所である。区域の設定に当たっては、工場立地特例対象区域と設定し、緑地面積率等の緩和を行う条例を制定することで、工場等の拡張が可能となり、新たな工場等の立地及び既存工場の拡張が見込まれることから、重点促進区域を設定することとしている。

なお、嘉麻市内で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

《飯塚市》

【重点促進区域1：飯塚市地図上の位置A】

区域の設定に当たっては、国道200号及び国道211号へのアクセスが容易であり、交通インフラも充実しているため、当該工業団地を工場立地特例対象区域とし設定し、緑地面積率の緩和を行う条例を制定することで、新たな工場の立地及び既存工場の増設等がみこまれることから、重点促進区域として設定することとしている。また、市内には4つの高等学校だけでなく、理工系大学（九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部）があり、人材の確保にも期待ができる地域である。なお、本区域で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域2：飯塚市地図上の位置B】

区域の設定に当たっては、国道200号へのアクセスが容易であり、交通インフラも充実しているため、当該工業団地を工場立地特例対象区域とし設定し、緑地面積率の緩和

を行う条例を制定することで、新たな工場の立地及び既存工場の増設等がみこまれることから、重点促進区域として設定することとしている。また、市内には4つの高等学校だけでなく、理工系大学（九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部）があり、人材の確保にも期待ができる地域である。なお、本区域で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域3：飯塚市地図上の位置C】

区域の設定に当たっては、国道201号へのアクセスが容易であり、交通インフラも充実しているため、当該工業団地を工場立地特例対象区域とし設定し、緑地面積率の緩和を行う条例を制定することで、新たな工場の立地及び既存工場の増設等がみこまれることから、重点促進区域として設定することとしている。また、市内には4つの高等学校だけでなく、理工系大学（九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部）があり、人材の確保にも期待ができる地域である。なお、本区域で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域4：飯塚市地図上の位置D】

区域の設定に当たっては、国道200号及び国道201号へのアクセスが容易であり、交通インフラも充実しているため、当該工業団地を工場立地特例対象区域とし設定し、緑地面積率の緩和を行う条例を制定することで、新たな工場の立地及び既存工場の増設等がみこまれることから、重点促進区域として設定することとしている。また、市内には4つの高等学校だけでなく、理工系大学（九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部）があり、人材の確保にも期待ができる地域である。なお、本区域で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域5：飯塚市地図上の位置E】

区域の設定に当たっては、国道201号及び国道211号へのアクセスが容易であり、交通インフラも充実しているため、当該工業団地を工場立地特例対象区域とし設定し、緑地面積率の緩和を行う条例を制定することで、新たな工場の立地及び既存工場の増設等がみこまれることから、重点促進区域として設定することとしている。また、市内には4つの高等学校だけでなく、理工系大学（九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部）があり、人材の確保にも期待ができる地域である。なお、本区域で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

【重点促進区域6：飯塚市地図上の位置F】

区域の設定に当たっては、国道200号へのアクセスが容易であり、交通インフラも充実しているため、当該工業団地を工場立地特例対象区域とし設定し、緑地面積率の

緩和を行う条例を制定することで、新たな工場の立地及び既存工場の増設等がみこまれることから、重点促進区域として設定することとしている。また、市内には4つの高等学校だけでなく、理工系大学（九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部）があり、人材の確保にも期待ができる地域である。なお、本区域で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

《みやま市》

【重点促進区域1：みやま市地図上の重点促進区域1】

本区域は、前述のとおり有明海沿岸道路高田インターチェンジまで2kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。また、都市計画施設であるみやま市し尿処理場（飯江川衛生センター）跡地の為新たな宅地化が不要であり、区域周辺は農用地であることから特産物を活用した「農林水産・地域商社分野」における工場等の立地が見込まれるため、重点促進区域として設定することとする。なお、本区域で、令和6年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

《北九州市》

北九州市若松区大字安瀬

64-19, 64-56, 64-86, 64-89, 64-118~120, 64-123~124, 64-126, 64-128~129,
64-133~140, 64-143, 64-180~190, 64-195, 64-197~202, 66-4, 66-16~17

北九州市若松区向洋町

9-1~8, 10-1~2, 10-5~6, 10-8, 10-12~13, 10-16, 10-22~34, 10-36~62, 10-64~102,
10-104~117, 10-119~137, 17-6~11, 19-1~10, 20-1~4, 36-1~6, 37-1~3, 38-1~10

北九州市若松区響町1丁目

1-1~12, 2-2~4, 3-1~3, 4~10, 11-1~2, 12-1~5, 13-1~6, 14~15, 16-1~5, 17~24,
17-2, 25-1~5, 26-1~12, 27, 28-1~5, 29, 30-1~2, 32~40, 41-1~2, 42~43, 44-1~3,
45~61, 62-1~29, 62-32~41, 62-43~46, 63-1~4, 64, 66, 67-1~3, 68~78, 79-1~11,
80-1~5, 81~84, 85-1~8, 86-1~3, 86-5~7, 87-1~2, 87-4, 87-6~7, 88-1~11,
88-13, 89-1~2, 89-4~5, 89-7, 89-9~16, 89-18~19, 90-1~4, 90-6~8, 90-10~13,
92-2, 93, 94-1~4, 95, 96-1~2, 100, 101-1~17, 102-1~7, 103-1~6, 104-1~7,
104-9~13, 105-1~3, 105-6, 105-8~20, 105-23~38, 106-1~2, 107~109, 110-1~10,
111-1~3, 112~119, 120-1~17, 121, 122-1~16, 123~125, 126-1~8, 127, 128-1~8,
129~132

北九州市若松区響町2丁目

1, 2-1~10, 3~6, 7-1~3, 8-1~5, 9~11, 12-1~2

《八女市》

八女市鵜池

418-1, 467-1, 476, 477-1, 477-8, 490-1, 509-4, 509-6, 532, 533, 534, 535, 536-1, 539-1,
540, 542, 544, 545, 546, 547, 548-1, 548-2, 549, 550, 551, 552-1, 552-2, 553, 554, 555, 556,
557-5, 557-6, 901-1, 921-7, 921-9

八女市室岡

318-1, 339-1, 339-5, 339-6, 359-1, 359-8, 359-9, 377-1, 377-10, 395-1, 395-2, 404-3,
415-1, 415-2, 415-9, 415-10

八女市今福

360-1, 360-5~360-11, 437-1, 437-3, 437-4, 437-13, 437-14, 437-20~437-28,
437-30~437-33

八女市前古賀

530-3, 531-1, 531-2, 532-2, 548-1, 549-1, 549-2, 550-1, 550-3, 550-4, 558-2, 558-7,
558-9, 561-1, 562-1, 564-1, 564-2, 566-1, 566-2, 567-1, 567-2, 569, 571-1, 571-2, 572-1,
572-4, 573, 574, 575-1, 575-2, 576-1, 576-2, 578-1, 578-2, 580, 582, 583, 584, 585-1,
585-2, 586, 587, 588-1, 588-2, 590, 591-1, 591-2, 592-1, 592-2, 593, 594, 595, 596, 597,
598-1, 598-2, 599-1, 599-2, 600-1, 600-2, 600-4, 600-5, 601-1, 601-2, 601-3, 602, 603-1,
603-2, 604, 605-1, 605-2, 605-5, 606, 607, 608, 609-1, 609-2, 610-1, 610-2, 612, 617,
618-1, 618-2, 621-1, 621-2, 622-1, 622-2, 624-1, 624-2, 624-4, 624-5, 625-1, 625-3,
626-1, 626-2, 632-1, 632-2, 633-1, 633-2, 633-3, 633-4, 633-5, 636-1, 636-2, 638-1,
638-2, 645-1, 645-2, 648, 649, 651, 652, 653, 654, 656, 657, 658-1, 658-2, 659, 663-1,
663-2, 667, 668, 669-1, 669-2, 670-1, 670-2, 670-4, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678,
679-1, 679-2, 680

《古賀市》

古賀市駅東

2-694-8, 2-866-22, 2-866-23, 2-1210, 2-1226-4, 2-1236-2, 2-1236-10,
2-1236-12, 2-1236-15, 3-868-1, 3-868-9, 3-868-29, 3-1228-1, 3-1234-1,
3-1235-3~5, 3-1236-1, 3-1236-37, 3-1237-3, 3-1239-2, 4-872-13, 4-886-11,
4-886-16, 4-886-30

古賀市天神

2-1250-1, 2-1250-12, 2-1251-1, 2-1255-1, 2-1285-14, 2-1285-17, 2-1285-28, 2-1285-29,
3-1287-3, 3-1287-106, 3-1287-108, 3-1287-110, 3-1287-119, 3-1290-1, 3-1290-4,
3-1290-5, 3-1293-1, 3-1295, 3-1295-2, 3-1296-1

古賀市鹿部

7-5, 61-1, 246-1, 276-9, 316-24, 316-25, 316-27, 335-1, 335-19, 335-27~29, 335-35,
335-40, 335-43, 335-53, 335-64, 335-66, 335-68, 335-72, 335-76, 348-3, 432-7, 459,
468-1, 482, 490-7, 531-3

古賀市古賀

1, 10-3, 65, 69, 82-10, 116, 142-1, 142-2, 143-1, 143-2

古賀市糸ヶ浦

2, 3, 6, 12, 23~30, 38-39, 42, 43, 44-2-51, 46-4, 47, 50, 52, 65, 74-1, 74-11, 74-5,
75, 81~83

古賀市青柳

145-3, 145-5, 145-9, 529-2, 530-1, 530-3, 531, 532-1~3, 533-4~5, 554-2, 554-4,
555-2, 555-5, 559-3~4, 563-1, 563-3, 564-1, 564-3, 565-1~3, 566-1, 566-3, 567,
568, 569, 570-1, 570-3~4, 571-1~4, 572, 574, 575-1~2, 576-1~2, 577-1~3, 578,
579-1~2, 580-1, 580-3~13, 581-1~2, 582-1~5, 608, 609, 668-1, 668-6~7, 681-3,
685-1~2, 685-4, 689-1, 690, 691, 692-1, 692-3, 693-1, 693-3, 694-1, 694-3, 695-1,
695-3, 696, 697, 698-1~2, 699, 700, 701, 702, 703, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711-1,
713-2, 714-1~2, 715, 716, 717-1~2, 719-1~2, 720-1~3, 721-1, 721-3~5, 722, 723, 724,
725, 726, 727-1~3, 728-1~2, 729-1, 729-3~4, 731, 732, 733, 734-1, 734-3~4, 736-1,
736-3~4, 737-1~2, 738, 739-1~3, 743-3, 744-3~4, 750-3, 750-5, 751, 752-3~4, 752-6,
758, 759, 760-1~2, 761-1~2, 762-1~3, 763-1, 764, 765-3~5, 765-7, 766, 767-1~2,
771-1, 771-3, 772-1~2, 773, 774-1~2, 775, 776-1~2, 777-1~2, 778, 780, 781, 782,
783-1~3, 784-1~3, 785-1, 785-3~5, 786-1~3, 787-1~2, 788-1~2, 789-1~4,
790-1~2, 791-1~3, 792-1~2, 793, 794-1~2, 795-1~2, 796-1, 796-3~6, 798-1~2, 801,
803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 1067-1, 1067-2, 1067-4, 1067-13, 1067-16,
1067-18, 1067-20, 1075-1, 1075-2, 1075-4, 1084-1, 1134-1, 1134-8, 1134-11, 1134-13,
1144-1, 1144-5, 1144-7, 1144-21, 1144-22, 1144-23, 1144-19, 1144-18, 1144-17, 1144-26,
1144-37, 1184-1, 1187-2~15, 1220-1, 1239-3~9, 2811-1, 2830, 2843-2, 2483-4, 2848,
2865-1, 2865-4, 2866-1, 2879, 2879-1, 2879-3, 2880, 2884-2, 2885, 2886-1, 2886-4,
2887-3, 2889, 2890-1, 2891-3, 3108-3, 3108-7, 3108-8, 3234-1, 3272, 3272-6, 3272-11,
3272-13, 3272-15, 3272-17, 3272-27~29, 3355-10, 3355-14, 3476-11, 3476-16, 3503-1,
3506-1, 3509-2, 3526-4, 3550, 3705-6~7, 3716-2, 3717, 3719-1~2, 3722-3, 3722-10~12,
3723, 3724, 3725, 3758-1~2, 3767-1~2, 3768-1~2, 3769-3~4, 3771-1, 3772-2~3,
3774, 3775, 3776-1~2, 3777-1~2, 3793, 4007-10~11, 4037-3, 4040-2, 4042-1~2,
4043, 4044-1~4, 4045-1~2, 4046, 4048-1~4, 4063-2~4, 4064-2~3, 40651~2

古賀市町青柳町

587-2, 587-6, 588-2, 588-4, 588-6, 589-2, 589-4, 589-6, 590-4, 590-9, 591-2, 591-6,
592-1, 592-3~5, 593-3, 593-6, 593-8~11

古賀市玄望園

1, 2, 3, 9, 10, 11, 14, 15, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28

古賀市今在家

62-2, 62-3, 128-2, 129-1, 130-1, 131-1, 131-2, 132-1, 132-2, 133-1, 133-2, 134-1, 134-2, 136-1, 136-2, 137-1, 137-2, 138-1, 138-4, 138-5, 139, 140-1, 141, 142-1, 143-2, 156-1, 156-7, 157-1, 157-2, 158-1, 159-1, 159-2, 160-1, 160-2, 161, 263-1, 266-1, 267-1, 268, 269-1~5, 270-1, 271-1, 272-1, 294, 295, 299, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307-1, 307-1・309・310 合併 1, 307-1・309・310 合併 3, 307-2, 308, 311~313, 314-1, 314-2, 315~317, 318-1, 318-2, 320~326, 328, 329, 330-1, 330-2, 331, 332, 333-1, 333-4~8, 334-1, 334-4, 335-1, 335-3, 336-1, 336-3, 337-1, 337-4, 338-1, 338-4, 339-1, 339-4, 341~343, 344-1, 344-5, 345-3, 345-4, 346-3, 346-4, 347, 348-1, 348-2, 349-1, 349-3, 350, 351-1, 351-4, 352, 353-1, 353-3, 354-1, 354-3, 355, 356-1, 356-3, 357-1, 357-3, 358-1, 358-3, 359-1, 359-3, 359-4, 360-1, 360-2, 361-1~3, 362-1, 362-3, 363~366, 367-1, 367-4, 367-5, 368-1, 368-2, 368-4, 369-4, 369-5, 371-1, 373-1, 373-3, 374-1, 376, 377, 379~383, 384-2, 385~393, 397~401, 403, 404, 406-1, 406-4, 407-1, 407-2, 408, 410~412, 420, 420-2, 421-2, 423, 425, 426, 505-5, 505-6, 507-7, 509-3~6, 509-8, 511-1, 511-3, 512-1, 512-2, 513-3, 513-4, 514-1~3, 515, 553-7, 553-9, 553-10, 554-2~4, 555-1~4, 556-1~4, 558-9, 558-10, 563, 564-3, 564-4, 565-1, 566-4~6, 567-1, 567-2

《朝倉市》

朝倉市一木

919-1, 919-2, 920, 940-1, 940-3, 941-1, 941-2, 941-3, 947-2, 950-2, 970-1, 971, 972, 973, 974, 975-1, 976-1, 977-1, 978-1, 978-2, 979-1, 980-1, 984-1, 985-1, 986-1, 986-2, 987, 988, 989, 992, 993, 994, 995, 996-1, 996-2, 997-1, 1001-1, 1001-11, 1006, 1007, 1008-1, 1008-2, 1009, 1010-1, 1010-2, 1011, 1012-1, 1013-1, 1013-2, 1014, 1015, 1016, 1017-1, 1017-3, 1024-1, 1024-4, 1024-6, 1025-1, 1036-1, 1038-1, 1038-7, 1040, 1045, 1046-1, 1047-4, 1056-4, 1066-31, 1282-6

朝倉市屋永

2197-1, 2197-2, 2197-3, 2197-4, 2226-15, 2240-2, 2242-1, 2242-5, 2242-6, 2243-4, 2245-1, 2245-9, 2245-10, 2252-1, 2252-4, 2255, 2256, 2257-2, 2258, 2260, 2261, 2262-1, 2262-3, 2263-1, 2264-1, 2266-1, 2285, 2346, 2356-3, 4117-5, 4346-7, 3973-1, 3973-2, 3973-6, 3973-8, 3974-1, 3975-1, 3976-1, 3977-1, 3978-1, 3979-1, 3980-1, 3981-1, 3982-1, 3983-1, 3984-1, 3984-2

朝倉市小田

1039-4, 1063-1, 1073-1, 1074-1, 1074-4, 1076-1, 1077-1, 1078, 1079-1, 1079-2, 1080-1, 1080-3, 1080-4, 1081-7, 1081-8, 1081-9, 1083, 1084-1, 1203-3, 1204-3, 1204-6, 1205-2, 1205-3, 1206, 1207, 1210-8, 1210-9, 1211-7, 1212-1, 1213-4, 1214-4, 1275-3, 1275-7, 1275-10, 1275-14, 1278, 1288-2, 1328-1, 1335-3, 1335-5, 1336-2, 1336-5, 1338, 1390-1, 1845-6, 1969-2, 2011-1

朝倉市中寒水

427-1, 427-2

朝倉市平塚

1-2, 11-2, 21-11, 194-4, 249-1, 249-10, 261-1, 261-6, 261-7, 261-8, 318-1, 318-4, 318-5,
351-4, 351-7, 387-1, 387-4, 387-5, 444-1, 444-8, 454-3, 454-5, 985-1, 985-3, 985-4,
985-5, 1004-1, 1004-4, 1041-2, 1043-2, 1054-3, 1076-3, 1076-15, 1076-16, 1089-1, 1089-
9, 1144-3, 1361-2, 1418-1, 1448-2

朝倉市馬田

72-9, 72-12, 72-13

《うきは市》

うきは市吉井町鷹取字二ノ上

947-1, 947-7, 947-8, 947-9

うきは市吉井町鷹取字六反田

1025-1, 1025-5, 1025-6, 1025-8

うきは市吉井町鷹取字宮田

1093-1, 1093-11, 1093-12, 1093-13

うきは市吉井町鷹取字牟田

1117-1, 1117-6, 1117-7, 1117-8

うきは市吉井町鷹取字谷添

1130-1, 1130-3, 1131-1, 1131-2, 1131-3, 1131-4, 1131-5, 1132-1, 1133, 1135-1, 1135-3,
1137-1, 1137-2, 1138-4

うきは市吉井町富永字東八幡免

1679-1, 1679-4, 1681-1, 1682-1, 1683-1, 1684-1

うきは市吉井町富永字口無

1685-2, 1686, 1687, 1688, 1688-2, 1691-2, 1691-5, 1692-1, 1693-1

うきは市吉井町富永字黒崎

1776-1, 1777, 1778-1, 1778-4, 1779-1, 1785

うきは市吉井町富永字ハツエ

1786-1, 1786-4, 1786-5, 1787-4

うきは市吉井町富永字菰原

1820-1, 1820-3, 1820-6, 1820-7, 1821-7, 1822-1, 1822-6, 1824-7

うきは市吉井町富永字西八幡免

1825-1

うきは市吉井町富永字中仏正

1899-5, 1899-6, 1899-8

うきは市吉井町富永字下仏正

1905-3, 1905-5, 1905-7, 1911-2, 1911-8, 1911-13, 1911-15, 1911-16

うきは市吉井町富永字半ヶ坪

1916-1, 1916-8, 1916-9, 1916-10, 1916-11, 1916-12, 1916-15, 1916-19, 1916-20, 1916-21,
1916-22, 1916-23, 1916-24, 1916-25, 1916-27, 1916-30, 1916-31, 1916-32, 1956-11

うきは市浮羽町高見字別尺

205-2, 205-11

うきは市浮羽町高見字馬渡

215, 215-2, 215-3

うきは市浮羽町高見字雷

223

うきは市浮羽町高見字鐘突

297-1

うきは市浮羽町高見字榎町

308, 309, 310-1, 310-2, 311-1, 311-2, 311-3, 315-1, 316-1

うきは市浮羽町高見字覚手

320-2, 321-2, 322-2, 323-2, 324-2, 325-2, 326-1, 326-2, 327-2

《糸島市》

糸島市多久

395-1, 395-4, 399-1~7, 400, 401-1, 401-4, 819-8, 826-1

糸島市富

697-1~5, 711-1, 711-3~13, 712-5~14, 713-1~7, 713-9~13, 931-13, 964-1~3,
965-1, 966-1~2, 967, 968, 969, 970-1~3, 971-1, 977-2, 979-5~7, 979-10, 981-1,
981-4~6, 982, 985-1, 985-3, 985-5, 985-7, 985-12~13

《嘉麻市》

嘉麻市山野

2055-3, 2055-4, 2055-6, 2066-3, 2079-4, 2174-1, 2176-1, 2178-1, 2178-
2, 2179, 2180, 2181-1, 2181-2, 2181-3, 2181-4, 2183-1, 2183-2, 2183-3, 2183-4, 2183-
5, 2184, 2185-1, 2185-2, 2185-3, 2186, 2187-1, 2187-2, 2188, 2189, 2190, 2192, 2193-
1, 2193-2, 2193-3, 2193-4, 2193-5, 2194-1, 2194-2, 2194-3, 2194-4, 2195-1, 2195-2, 2195-
3, 2199-1, 2212-1, 2212-2, 2212-3, 2213-1, 2213-2, 2213-3, 2213-4, 2280-23, 2280-3, 2280-
43, 2282-1, 2282-2, 2283-
3, 2284, 2773, 2775, 2776, 2777, 2778, 2779, 2780, 2781, 2782, 2783, 2784, 2799, 2810, 2816, 2
817, 2818, 2820, 2821, 2822, 2825, 2864, 2865

嘉麻市下山田

135-20, 135-3, 194, 195-1, 233, 234-1, 235-3, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 249-7, 249-12, 249-24

《飯塚市》

飯塚市有安

479-1, 479-2, 687-2, 687-17~19, 711-1, 711-3, 719-1, 731, 958-1(一部), 958-4~18, 958-23, 958-25, 958-26, 958-31~39, 958-41~46, 958-48

飯塚市伊岐須

233-2, 233-4, 416-5, 416-5(一部), 416-6, 421-1, 421-2, 425, 427, 428, 429, 430-1, 431-1, 431-3, 433-1, 433-2, 433-4, 434-4, 435-7, 461-6, 461-7, 461-8, 461-9, 475-1, 475-10, 475-3, 475-4, 475-6, 475-8, 475-9, 477-1, 477-2, 477-3, 479-1, 479-2, 482-11, 482-27, 482-38, 482-4, 482-7, 482-8, 482-9, 483, 495, 484-3, 484-5, 486-1, 486-2, 486-3, 486-4, 486-5, 489-6~9, 490-11, 490-12, 490-14~16, 490-2, 490-8, 495

飯塚市潤野

1238-1, 1239-9, 1282-1, 1284-1, 1284-23, 1296-13, 1299-3

飯塚市上三緒

1-11, 1-21~27, 1-29~33, 1-39, 1-44~50, 1-49, 1-52~59, 1-64, 1-68~71, 35-512, 35-720, 35-814, 35-815

飯塚市幸袋

172-12, 172-17, 172-17~22, 172-25, 172-26, 194-1, 194-13, 194-4~10, 211-1, 211-31, 211-32, 211-34, 218-3, 218-6~10, 509-1~10, 509-12, 526-1, 526-3, 530-1, 530-11, 530-12, 530-15~18, 530-20~22, 530-23, 530-4, 530-5, 531-1, 531-2, 531-5, 531-6, 576-1, 576-13~17, 599-1, 599-4~10, 599-11~13, 601, 602-1, 602-9, 602-10, 720-16720-18, 720-39~41, 720-7~13, 771-7~12, 779-4, 779-7~11, 781-316, 781-319, 781-321, 816-2, 816-3, 816-5, 827-37, 832-1~6, 837, 851

飯塚市佐與

1221, 1456, 1477, 1217-1, 1217-10~12, 1217-2, 1217-6, 1222-2, 1234-1, 1241-1, 1245-2, 1246-2, 1249-1, 1418-2, 1418-8, 1431-1, 1432-1, 1432-2, 1438-1, 1444-2, 1447-1, 1449-1, 1450-1, 1451-1, 1454-1, 1454-2, 1455-1, 1455-2, 1461-1, 1461-5, 1461-8, 1461-9, 1467-2, 1470-1, 1471-1~4, 1472-3, 1472-4, 1473-1, 1473-4, 1474-2, 1475-2, 1476-1, 1480-1, 1480-4, 1480-5

飯塚市目尾

395-3, 395-8, 395-14~22, 396-2, 452-2, 452-4, 504-14, 515-6~8,
515-10, 515-11, 515-15, 515-16, 515-21, 515-23, 515-24, 515-30,
515-31(一部), 515-34, 515 - 36, 515-37, 515-71~78, 515-80~84,
515-86, 515-87, 515-88(一部), 515-8, 657-3, 661-5, 661-6, 661-13~16,
661-21~24, 2574-1(一部)

飯塚市勢田

35-10, 35-11, 35-15, 35-21, 35-22, 35-24, 35-25, 12-61, 12-64, 12-75~79,
202-10, 202-11, 202-14, 202-16~18, 202-24(一部), 229-5(一部), 236-9,
236-11, 236-16, 9-1, 338-104, 338-105, 338-115, 338-116, 338-118~122,
338-127~133, 338-355~338-357, 2276-3, 569-15, 2276-6, 2276-9~11,
2276-15~18, 2314-5, 2328-1, 2328-10, 2445-3, 2445-4, 2569-7, 2569-8,
2569-10, 2569-17, 2569-18

飯塚市津島

281-1, 281-19, 281-41~50, 281-53, 281-55~60, 281-63~67, 281-82,
281-83, 301-2, 301-3, 301-7, 306-2~4, 306-25, 318, 319-1, 319-2, 325-1,
325-2, 326-1~3, 327-1, 327-2, 358-3, 358-13~19, 358-21~29, 358-31,
358-36~45, 358-48, 395, 398-1, 401-3~6, 406-4~6. 406-7~12, 406-15,
406-16, 408-4~11, 409-6, 409-10, 409-17, 410-3, 410-4, 417-3, 417-4,
417-6, 438-2, 439-1, 439-3, 439-4, 439-6, 439-7, 835-1~6, 912-1, 912-2

飯塚市綱分

1478-2, 1531-1, 1840-8, 1840-19(一部), 1840-24, 1840-36, 1843-2~4,
1843-6, 1843-7

飯塚市中

615-2, 615-10, 615-12~16

飯塚市鯉田

113-10~15, 136, 147-7, 147-57, 147-58, 147-60, 149-1, 149-4~6, 149-11~17, 149-61,
201-9, 201-10, 250-1, 250-10~14, 259-9~11, 293-4, 294-1, 442-64, 442-66,
1526-205~208, 1560-28, 1560-29, 1557-4, 1557-6, 2799-3~7, 3216-5, 3216-6,
3216-8~10, 3226-1~3, 3226-7, 3226-8, 3228-3~5, 3230, 3260, 3266, 3279-2

飯塚市平塚

373-1, 422-1, 427-1~3, 429-1, 429-4~6, 429-8~13, 470-1, 470-5, 470-6,
470-9, 475-3~5, 480 - 1, 480-2, 481-1~4, 481-7, 481-8, 529-1, 530-1, 531-1,
531-2, 556-1, 5022-1, 5022-3, 6055-1~3

飯塚市平恒

1-1(一部), 1-7~9, 1-11~14, 1-16, 1-17, 1-19~22, 1-27~1-32, 1-37, 1-41,
1-49, 1-50~52, 1-54~61, 1-62, 2-1, 22-12~17, 22-2~4, 22-8~11, 37-2,

54-1, 54-10, 54-13, 54-14~18, 54-2, 54-5~7, 102-1, 102-16, 102-17,
102-19~22, 102-28, 115-4, 115-49, 115-53, 1142-1(一部) , 1142-4, 1143-2,
1143-3(一部), 1143-4, 1144-1(一部), 1144-3, 1144-5, 1148-1(一部), 1148-2,
1148-3, 1170-2, 1206-2~6, 1207-1(一部), 1207-2~8, 1265-1, 1265-2,
1302-3, 1302-4, 132-17, 132-21~30, 132-32~35, 132-5, 132-7, 169-1,
169-12~23, 169-24~29, 177-4, 177-5, 193-2~7, 208-2, 208-6~8, 261-33,
261-34(一部), 261-35, 261-36, 262-20, 263-1, 263-128~132, 421-6(一部),
421-7, 421-9, 421-9~11, 432-1~4, 432-5, 432-6~8, 432 - 9, 435-2,
435-21(一部), 435-67~69, 435-70~75~79, 435-81, 435-82, 435 - 85,
435-86, 437-77, 438-5, 438-6, 476-18~20, 476-2, 476-23, 476-24, 476-26,
476-28, 476-3, 476-31, 476-47, 477-2~6, 477-28, 477-29, 477-33, 477-35,
477-8~23, 479-1~3, 479-5, 479-7, 479-8, 492-11~14, 492-15, 492-2~4,
511-1, 511-10, 511-12, 511-13, 511-15~23, 511-3~9, 512-22, 512-3, 512-6,
512-7~15, 515-15~20, 515-22~27, 515-29~32, 515-34~37, 515-39,
515-41, 515-42, 515-44~48, 515-49~53, 515-5~7, 515-61, 515-9~11,
528-1, 529-1, 529-2, 530-1

飯塚市南尾

134-9, 134-13, 252-16, 274-1, 274-7

飯塚市柳橋

871-24~29

飯塚市横田

643-23, 643-84, 643-100, 654-2, 656, 657, 658-2, 659-2, 659-3, 660-2, 660-3,
661-1~6, 662-1, 662-2, 663-1, 664-1, 665-7, 669-116, 669-4, 669-65, 669-68,
669-69, 669-70, 669-73~76, 669-94, 671, 672, 673, 674, 675-1, 675-2, 676-1,
677-2, 677-6, 680-1, 681, 682-3, 682-5, 683, 684, 685, 686-1, 686-2, 688-3,
689-2, 690-3, 691-1, 691-2, 693-4, 693-6, 693-7, 702-5, 703-5, 709-1, 711-1,
719-1, 719-4, 719-16, 741-5

飯塚市吉北

26-1, 30-3, 30-15, 30-22, 30-33, 30-41, 30-43, 32, 33, 34, 35, 36, 37-2-1~2-6,
37-3, 38, 118-12, 4217-1, 4217-2, 4218-1, 4218-2

《みやま市》

みやま市高田町今福

1102-1, 1102-4, 1102-5, 1103-1, 1104 の一部, 1105, 1106, 1107 の一部, 1108-1 の一部,
1136-1 の一部, 1323-1, 1393 の一部

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 本県のグリーンデバイス、環境配慮型自動車、水素エネルギーをはじめとした環境・エネルギー等の産業集積・技術蓄積を活用したグリーン関連分野
- ② 筑後地域及び筑豊地域を中心とする産業集積を活用したバイオ・メディカル分野
- ③ 福岡地域及び筑豊地域を中心とするソフトウェア・ブロックチェーン等の技術蓄積・人材を活用した IT 関連産業分野
- ④ 北九州地域及び筑後地域を中心とする自動車・半導体・宇宙ビジネス・ロボット関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤ 福岡地域を中心とするコンテンツ関連産業等の集積を活用したクリエイティブ産業分野
- ⑥ 本県とアジアをつなぐ充実した交通インフラを活用したインバウンド等の観光関連産業分野
- ⑦ 本県の陸・海・空の充実した交通インフラを活用した物流関連分野
- ⑧ 本県のいちご等の高品質な特産物を活用した農林水産・地域商社分野

(2) 選定の理由

- ① 本県のグリーンデバイス、環境配慮型自動車、水素エネルギーをはじめとした環境・エネルギー等の産業集積・技術蓄積を活用したグリーン関連分野

本県には、半導体関連企業が約 400 社集積しており、電力・電圧の制御に使われる「パワー半導体」や IoT 社会を支える「画像センサー」、半導体製造を支える産業用ロボットなど、世界トップレベルの関連企業が数多く立地している。こうした福岡県の強みを活かして、カーボンニュートラル時代の製造業を支えるグリーンデバイスの一大開発・生産拠点を構築することを目的に、令和 4 年 2 月に「福岡県グリーンデバイス開発・生産拠点協議会」を設立し、半導体の安定供給やサプライチェーン強化といった取組を進めている。

また、エネルギー分野においては、令和 4 年に「福岡県水素グリーン成長戦略」を策定し、産学官連携組織「福岡水素グリーン成長戦略会議」を核に、水素製造のイノベーション、水素利用の拡大、水素関連産業の集積を進めている。福岡市及び糸島市の九州大学には、水素エネルギーの世界最先端研究開発拠点（水素エネルギー国際研究センター、水素材料先端科学研究センター、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、次世代燃料電池産学連携研究センター）があり、技術の蓄積が進んでいる。

さらに、平成 23 年に福岡県と北九州市、福岡市の三者で共同申請し、指定を受けた「グリーンアジア国際戦略総合特区」では、①環境関連への長年の取組によって培った環境関連の技術やノウハウの蓄積、②環境性能の高い製品の開発・生産拠点

を構築する高い技術力を有するものづくり企業の集積、③アジアとの緊密なネットワークといった本地域のポテンシャルを活かし、成長著しいアジアの活力を取り込み、環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する環境・エネルギー産業の構築に取り組んでいるところである。国の税制・金融上の支援措置や、地域独自の支援措置を最大限に活用し、約 3,860 億円の設備投資と約 2,070 人の新規雇用を創出しており、この特区の指定区域を中心に低消費エネルギー型、小型・軽量化製品や再生可能エネルギーなどの環境・エネルギー関連産業の集積が図られている。

世界的に脱炭素化へ向けた動きが加速する中、我が国も「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、これに伴うグリーン成長戦略を策定した。このような中、国内の環境産業の市場規模は、2021年に全体で108兆908億円（2000年の約1.7倍）と順調に拡大しており、今後もさらに拡大し続けることが見込まれる。

このように、本県のグリーンデバイスや水素、環境・エネルギー関連産業については、当該産業に係る産業集積・技術蓄積を背景にさらに発展していくことが見込まれることから、今後も積極的な支援を行なっていく。

② 筑後地域及び筑豊地域を中心とする産業集積を活用したバイオ・メディカル分野

本県は、中核都市である久留米市を中心に、バイオ技術を核とした新産業の創出や関連企業・研究機関の一大集積を目指す「福岡バイオバレープロジェクト」を推進している。

プロジェクト推進の組織として、産学官連携の「福岡県バイオ産業拠点推進会議」（現「福岡バイオコミュニティ推進会議」）を設置し、研究開発支援やベンチャー育成支援、実用化支援、販路開拓支援、人材育成などと切れ目のない支援を行ってきた。これまでに、県内に200社以上のバイオ関連企業が集積するなど、バイオ産業の拠点化は確実に進展しており、令和3年6月には国のバイオ戦略に基づいた「地域バイオコミュニティ」第1号の認定を受けた。

また、本県は、産業医科大学、九州大学、久留米大学、福岡大学をはじめ多くの医療系大学を有し、久留米地域や飯塚地域をはじめ、一般病院数は390件と全国第4位（令和4（2022）年医療施設（動態）調査）、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設は、合計576件と全国7位（令和3年介護サービス施設・事業所調査）と、全国上位を占めるなど、我が国有数の開発・実証フィールドを構築できる環境が整っている。これらの恵まれた環境の下、本県においては、平成26年7月に「ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク」（令和5年10月時点304会員）を立ち上げ、医工連携による機器開発や販路開拓を進め、関連産業の振興とともに医療の質の向上にも貢献していくことを目指している。

このように、予防医療、創薬、機能性食品、医療・福祉サービスといった産業の集積を活用した「バイオ・メディカル分野」は、高齢化の進展や予防・健康増進へのニーズの高まりを背景に今後もさらなる伸びが期待でき、今後も積極的に支援すべき産業分野である。

③ 福岡地域及び筑豊地域を中心とするソフトウェア・ブロックチェーン等の技術蓄積・人材を活用した IT 関連産業分野

本県は、福岡地域を中心に、多くのクリエイター、デザイナー等の人材を輩出するとともに、生産性が高く、迅速な開発に規定した国産プログラミング言語「Ruby」の技術者を豊富に有している。また、ソフトウェア業の事業所数は 1,307 事業所で全国第 5 位と、関連産業が集積している。

このようなポテンシャルを活かし、本県は、平成 24 年 7 月に、産学官で「福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議」を設立し、コンテンツ産業及び Ruby を核としたソフトウェア産業の一体的な振興を図っている。

また、今後急成長が期待されるブロックチェーン分野については、飯塚市を中心に、同技術を活用した行政文書電子交付実用化に向けた実証実験を行うなど、社会実装に向けた技術・人材の蓄積が進んでいる。

このほか、DX の進展や IT サービスの需要増を支える基盤となるデータセンターについても、地方分散の流れを受け、データ需要の大きな大都市を多く抱える県内への誘致を進めているところ。

今後も、DX の推進等により IT 関連ビジネスさらなる伸びが期待でき、これまでに蓄積した技術等を応用することで、これまでにない新たな需要や革新的な産業の創出が期待できることから、IT 関連ビジネスの振興やこれらの技術を活用した生産性向上などの「IT 関連産業分野」に積極的に取り組む。

④ 北九州地域及び筑後地域を中心とする自動車関連産業等の集積を活用した自動車・半導体・宇宙ビジネス・ロボット関連産業等の成長ものづくり分野

北九州地域は、古くから鉄鋼や石炭、化学等を中心に発展し、基礎素材型産業の割合が高い地域であったが、昭和 51 年 12 月に日産自動車株式会社（後の日産自動車九州株式会社）による車両生産が開始されたのを皮切りに、トヨタ自動車九州株式会社宮田工場、荏田工場、小倉工場、ダイハツ九州株式会社中津工場、久留米工場、日産車体九州株式会社の自動車メーカーが次々と立地した。

現在、北部九州は、154 万台の生産能力をもつ世界有数の自動車生産拠点にまで成長した。輸送用機械器具の製造品出荷額は、2 兆 7 千億円（全国第 5 位）、従業員数は約 34,000 人（全国第 8 位）であり、令和 5 年 3 月現在の県内における自動車関連企業数は 617 社（令和 5 年 3 月九州自動車・二輪車産業振興会議調べ）と関連産

業の集積も進んでいる。また、生産施設だけでなく、平成 27 年 8 月にダイハツグループ九州開発センター、平成 28 年 3 月にはトヨタ自動車九州テクニカルセンターといった開発拠点も開設されるなど、今後さらに発展し、自動車の開発・設計から生産まで一貫して担えるアジアの一大自動車生産拠点となるポテンシャルを持っている。

また、北九州地域の東九州自動車道、北九州港、苅田港、北九州空港という陸・海・空の恵まれたインフラや自動車産業等で培った技術とものづくり人材を活かした新たな成長産業として、航空宇宙産業の誘致・振興を目指し、平成 22 年 7 月、「福岡県航空機産業振興会議」を立ち上げた。発足当時 53 だった会員数は、令和 4 年 9 月現在で 163 会員にまで増え、県内企業の参入意欲を高めていくための準備段階から、人材育成、ビジネスマッチング、航空宇宙産業に関する品質マネジメントの取得支援等、具体的な参入に向けた段階にまで発展してきたところである。令和 2 年度からは、県内企業の宇宙ビジネスへの参入と、本県発の宇宙ビジネス関連製品・サービスの創出のため、産学官による研究会である「福岡県宇宙ビジネス研究会」を発足した。令和 2 年 9 月 4 日には、本県のポテンシャルが高く評価され、国から九州で初めて「宇宙ビジネス創出推進自治体」に選出されている。

さらに、本県には前述のとおり半導体関連企業が多く集積しているほか、北九州地域には産業用ロボットで世界トップクラスのシェアを誇る株式会社安川電機や、18 の国と地域で事業を展開するグローバル企業の T O T O 株式会社などのものづくり企業が数多く集積しており、ロボット、同装置の部分品等の本県の出荷額は全国第 2 位、衛生陶器の同出荷額は全国 3 位となっている。本県では、令和 3 年 10 月、同地域に設置する福岡県工業技術センター機械電子研究所内にデジタル化実証支援ラボを開設し、ラボを活用した「技術支援」と「人材育成支援」により、県内中小企業へのものづくりデジタル化（デジタルエンジニアリング）の有用性の周知ならびに技術移転を行い、製造業における DX の基盤となるデジタルエンジニアリングの普及促進を支援している。

このような基礎素材型産業から加工組立型産業まで幅広く強固な産業基盤を背景とした自動車・半導体・宇宙ビジネス・ロボット関連産業等の「成長ものづくり分野」は、新たな方向性を探求しながら今後も成長を続け、さらなるイノベーションにより、本県の経済基盤をより強固なものとするのが期待でき、今後も積極的に支援すべき産業分野である。

⑤ 福岡地域を中心とするコンテンツ関連産業等の集積を活用したクリエイティブ産業分野

福岡県は北部九州に位置し、アジアに近いという地理的条件から、歴史的にもアジア諸国をはじめとする海外との文化交流が盛んな地域である。さらに、人材面に

においては、本県内の理工系大学の学生数 6,294 人（全国第 5 位）という定員数が示すように、若い人材が豊富である。人口を地域別に見ると、県人口の約半数、53% が福岡地域に分布している（出典：令和 4 年福岡県の人口と世帯年報）。

このため、福岡市を中心に、ゲームなどのコンテンツ産業をはじめ、ファッション関連の企業や団体、専門学校等が多く立地している。令和 3 年度経済センサス-活動調査によると、繊維・衣服等卸売業に係る年間商品販売額は、全九州で約 3,500 億円であり、うち福岡県は約 2,097 億円と 76.1% のシェアをもち、さらに福岡県の中でも福岡市は、約 1,593 億円で約 76.0% という圧倒的なシェアを持つ。

コンテンツビジネスに関しては、平成 24 年 7 月に「福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議」を立ち上げ、令和 5 年 10 月現在で、851 の企業・団体が会員となっている。なお、福岡市内におけるコンピューターソフト・サービスや映像、広告等のクリエイティブ関連産業のうちゲーム産業の事業所数は、平成 18 年度に 12 件（従業者数 420 人・概数）だったものが、令和 3 年度には 34 件（従業者数 2,294 人）（福岡市経済観光文化局調べ）と増加している。

このように、ゲーム・コンテンツ、ファッション関連など、創造性や技術・技能を文化にまで高める可能性を持つ「クリエイティブ産業分野」は、様々な産業・文化と融合することにより、新たな産業を生み出し、さらに高い付加価値を創出する可能性を秘めており、今後も積極的に支援すべき産業分野である。

⑥ 本県とアジアをつなぐ充実した交通インフラを活用したインバウンド等の観光関連産業分野

本県は、都心部まで約 10 分という世界有数の利便性をもつ福岡空港、釜山との定期旅客航路を有し、大型クルーズ船の受入機能を有する博多港、年間取扱貨物量が 96 百万トン（令和 3 年確報値）と国内第 5 位の北九州港、訪日誘客の実績等から平成 29 年 7 月に国土交通省から訪日誘客支援空港に認定された北九州空港などを拠点としたアジアのゲートウェイとしての機能を最大限に活用し、観光振興を通じて国内外からの交流人口を拡大、域外からの需要を取り込むとともに、地域経済への波及効果を県内全域に広げることを目指している。観光客の県内周遊を促進するため、県内各地域の関係者とともに、アジアへの近接性、充実した交通インフラといった本県の強みを活かし、「歴史」、「文化」、「食」、「特産品」、「産業」といった魅力ある観光資源を効果的に発信している。

本県における外国人の延べ宿泊者数は、令和元年まで堅調に増加し、426 万人泊となっていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和 2 年、令和 3 年はほぼ皆減状態、令和 4 年は令和元年比 85.7% 減の 61 万人泊となっている。他方、入国制限が緩和された令和 4 年 10 月以降は回復傾向が見られ、令和 5 年 5 月の外国人延べ宿泊者数は令和元年同月比で 98% とコロナ前まで回復しており、

今後もさらなる増加が見込まれる。さらに、令和6年4月から6月にかけて、福岡県・大分県・JRグループが共同で開催する国内向け大型観光キャンペーン「福岡・大分デスティネーションキャンペーン」を契機としたコンテンツの掘り起こし・磨き上げを行なっているところであり、さらなる観光客を国内外から呼び込むための事業を今後も積極的に展開していく。

⑦ 本県の陸・海・空の充実した交通インフラを活用した物流関連分野

本県は、九州・西日本のゲートウェイ（玄関口）機能を担う「福岡空港」、24時間利用可能な海上空港である「北九州空港」や、国際拠点港湾である「博多港」と「北九州港」、重要港湾である「苅田港」と「三池港」、さらには、縦横に走る高速道路、新幹線、基幹的道路といった、陸・海・空の充実した交通インフラを有している。

このうち、福岡空港は、令和4年度貨物取扱量が148,018トン（全国第5位）、北九州空港は令和4年度貨物取扱量が17,466トン（全国第10位）となっており、令和9年8月には北九州空港滑走路延長事業により滑走路が現在の2,500mから3,000mに延長され、大型貨物専用機の長距離運航が可能となることで、さらなる物流機能の強化が期待される。また、陸路を担う「北九州貨物ターミナル駅」は、九州～本州間のすべての貨物列車が停車する貨物拠点駅である。便数は九州最多で、令和4年度のコンテナ貨物取扱量は848,339トン（全国7位）。24時間体制で鉄道貨物の取扱いをサポートしている。

さらに、海路については、博多港及び北九州港が、日本海側拠点港の総合的拠点港（全国で5港）として選定されており、釜山や上海など世界のコンテナ取扱量上位の港が1,000km圏内の近さにあり、海外貿易の要衝となっている。博多港アイランドシティ地区においては、国際競争力の高い港づくりや、コンテナターミナルと一体となった国際物流拠点の形成に向け、令和3年3月に岸壁を延伸し、自動車専用道路（臨海道路アイランドシティ3号線）が開通した。また、北九州港においては、新門司地区における完成自動車の輸送量増大及び輸送船舶大型化への対応や、物流の効率化、輸送コストの削減を目的とした航路及び泊地整備、田野浦地区におけるRORO船輸送対応を目的とした既存岸壁の改良等、国際海上輸送と国内海上輸送との接続による国際複合一貫輸送の促進に取り組んでいる。

物流における「2024年問題」「脱炭素化」への対応等が求められる中、本県の陸・海・空の充実した交通インフラを用い、効率化による高い付加価値を生み出す「物流関連分野」は、今後も積極的に支援すべき産業分野である。

⑧ 本県のいちご等の高品質な特産物を活用した農林水産・地域商社分野

本県は農業産出額が全国第16位の1,968億円（令和3年生産農業所得統計）で園

芸農業を中心とした農業が営まれている。その代表的な農作物は、いちご（218億円、全国第2位）、ぶどう（86億円、全国第5位）、なす（59億円、全国第4位）、みかん（52億円、全国第8位）、トマト（50億円、全国第13位）、ねぎ（48億円、全国第6位）（※（ ）内の産出額は、令和3年生産農業所得統計より）となっている。

水産物についても、生産量全国第2位の養殖ノリ（13億8千万枚）漁獲量全国第3位のマダイ（1,519t）、ガザミ類（184t）（令和3年漁業・養殖業生産統計年報）等豊富である。

県では、県産農林水産物の販路拡大・ブランド力強化を図るため、農産物の輸出事業が注目されていなかった平成4年度に香港における期間限定のアンテナショップ設置に着手、平成15年には「あまおう」を香港へ初めて輸出するなど、他県に先駆けて県産農林水産物の輸出に取り組んでいる

県産農林水産物の輸出拡大にあたっては、輸出事業者と連携した販売促進活動、商談会への出展支援、輸出向けの生産体制構築などを実施している。

また、福岡県、JA等の出資により設立された地域商社「九州農産物通商株式会社」は、福岡県産を中心に九州全域などから仕入れた農産物や加工食品を、香港、アメリカ、台湾、タイなどに輸出しており、農林水産物の輸出拡大に大きく寄与している。

さらに、農林水産物加工品を作る6次産業化や、インターネットを活用した「フクオカビジネスマッチングサイト」（令和5年3月末現在の登録件数=3,135件）、ネットショッピングサイト「よかもん市場」（令和5年3月末現在の商品数=988件）を立ち上げるなど、販路拡大を支援するための環境が整っている。

今後もこれらの恵まれた環境を最大限に活用し、県産農林水産物の取引拡大を推進していく。

（3）地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

①輸送用機械器具製造業（自動車、宇宙）

（4）指定の理由

福岡県の輸送用機械器具製造業の付加価値額は、経済センサス-活動調査の平成28年度調査によると255,246百万円、令和3年度調査によると267,385百万円であり、直近5年間の付加価値額の伸び率は4.76%となっており、直近5年間の全国での伸び率を5%以上上回っている。

また、福岡県の輸送用機械器具製造業の従業員数は、経済センサス-活動調査の平成28年度調査によると26,797人、令和3年度調査によると29,995人であり、直近5年間の従業員数の伸び率は11.9%となっており、直近5年間の伸び率が10%以上

である。

さらに、北部九州自動車産業グリーン先端拠点推進会議において、「世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成」、「CASEに対応したサプライヤーの集積」、「工場や輸送分野における脱炭素化の実現」、「先進的なクルマ・モビリティの実証の推進」の4つの目標からなる、北部九州自動車産業グリーン先端拠点推進構想に取り組んでおり、未来に向け成長を続ける自動車産業拠点としての発展を目指している。本構想に基づき、BEV部品や製造装置を対象とした電動化参入支援製品開発補助金を創設する等目標達成のための支援を行っている。

加えて、本格的な宇宙利用時代の到来に向け、福岡県宇宙ビジネス研究会を設立し、宇宙ビジネス振興の取組を支援することで、「宇宙ビジネス創出拠点」の構築を目指している。具体的には、県総合計画において、宇宙産業を含む成長産業分野への新規参画企業数を目標値として設定し、県内企業の宇宙ビジネスへの参入を後押しするために、宇宙関連の新製品・新サービス開発に係る助成制度を創設している。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かした地域経済牽引事業を促進していくためには、多様化する事業者のニーズを捉え、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。ここで生み出された先進的な取組みをさらに地域の強みとしていくためにも、国の支援策だけでなく、これら事業者のニーズに対応した県独自、市町村独自の支援策についても整備していく。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の軽減措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件の下、県独自の優遇措置として、不動産取得税の軽減措置に関する条例を制定。また、市町村については、固定資産税の軽減に取り組む。

② 地方創生関連施策

令和6年度以降、地方創生推進交付金を活用し、「5（1）地域の特性及びその活用戦略」に掲げる各分野において設備投資支援による事業環境の整備や販路開拓の強化等の実施を検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

県民生活の利便性の向上や新ビジネスの創出などの企業活動の活性化を促進するには、公共データの自由な二次利用を進めることが有効である。このため、県では、平成29年6月28日から、県が保有するデータをインターネット上の「福岡県オープンデータサイト」にて公開している。また、北九州市、福岡市の両政令市が共同で運営するサイト「自治体オープンデータ」に県も参加し、横断的なデータ検索が可能となっている。

登録データは、人口、世帯数、産業別生産額、産業別就業者数などの各種統計資料及び避難所、避難施設、病院などの生活関連情報をはじめ、環境白書、農業白書などの行政資料を掲載し、利用者は、サイトに登載するデータを自由に引用、加工することが可能としており、将来的にこれらのデータを利用したアプリの開発が進むことも期待できる。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

県商工部に、事業者の抱える課題解決のためのワンストップ相談窓口を設置する。商工政策課産業特区推進班で受けた相談は、それぞれ県担当部署や市町村の関係部門に確認し、場合によっては国への確認を求めながら対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①公的遊休施設の活用

事業者が地域経済牽引事業を実施するにあたり、初期投資の少ない公的遊休施設を活用することができるよう、市町村経由で県が情報を収集し事業者に提供する。

②工場適地調査への支援

市町村が整備主体となり工業団地を造成するにあたり、事業者のニーズに合った工業団地を整備するため、その調査費用を県が一部補助する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6年度 (初年度)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度 (最終年度)
【制度の整備】					
不動産取得税、固定資産税の軽減措置	運用	運用	運用	運用	運用
地方創生交付金の活用	地方創生 交付金の 活用検 討、申請	事業実施	事業実施	事業実施	事業実施
【情報処理の促進のための環境の整備】					
「福岡県オープンデータサイト」の開設・運用	運用	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】					
ワンストップ相談窓口の設置	運用	運用	運用	運用	運用
【その他】					
公的遊休施設の活用	運用	運用	運用	運用	運用
工場適地調査への支援	運用	運用	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、本県が設置する公設試や産業支援機関、県内の大学など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

本県ではこれまで、研究開発機能の強化を図るため、新技術の開発から新産業の創出までを一貫して支援する中核的推進機関として、(公財)福岡県産業・科学技術振興財団を整備するとともに、県内の地域特性を踏まえて、県内4地域(北九州、福岡、筑後、筑豊)に研究開発基盤施設(リサーチ・コア)を整備してきた。また、工業技術センターなど県の試験研究機関の機能強化を図ってきたところである。

研究開発機能に加えて、県内では大学を中心とした産学官の連携が盛んであるほか、(公財)福岡県中小企業振興センターをはじめとする地域企業支援機関による中小企業向けの支援事業が展開されている。

今後は、これまでの取組みやポテンシャルを活かして、公設試や産業支援機関、大学等の有機的連携を強化し、地域経済牽引事業の総合的な支援体制の充実を図っていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①福岡県工業技術センター

「“創る”を“共”に福岡の未来(あす)をひらく技術拠点」として、中小企業を中心とする県内企業を技術面から総合的に支援して成長・発展へ導き、その積み重ねを以て県内産業振興に貢献することを使命とする県の技術支援機関。研究開発、人材育成、技術相談・試験分析、交流・連携、情報発信を主な業務とし、県内中小企業や産業が抱える課題やニーズに関する技術を提供し、その発展を支援している。

a) 化学繊維研究所

繊維及び有機・無機材料関連技術の基幹研究所として、県内中小企業に対する幅広い技術支援事業を行っている。

b) 生物食品研究所

食品及びバイオテクノロジー関連技術の基幹研究所として、県内中小企業に対する幅広い技術支援事業を行っている。

c) インテリア研究所

生活・住環境関連技術(デザイン、人間工学技術及び木質系材料の高機能化・加工技術等)の基幹研究所として、県内中小企業に対する幅広い技術支援事業を行っている。

d) 機械電子研究所

金属系材料及び機械・電子技術の基幹研究所として、県内中小企業に対する幅

広い技術支援事業を行っている。

②（公財）福岡県産業・科学技術振興財団

地域の産業活性化と県民生活の質的向上を目的に、産学官研究開発支援、有機光エレクトロニクス研究分野の実用化研究や地場企業の参入促進、Ruby・コンテンツ関連企業や半導体・デジタル分野の研究開発支援、人材育成等の幅広い事業を行っている。

③（公財）水素エネルギー製品研究試験センター（HyTReC）

水素関連製品の性能や信頼性を評価する第三者機関。中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入支援を目的に、製品試験の共同実施、試験方法の研究開発、製品の共同開発、研究交流セミナーを実施している。

④（公財）飯塚研究開発機構

県産業の活性化を目的に、福岡県立飯塚研究開発センターの管理運営、研究開発支援、展示会出展支援、人材育成支援、医工学連携の協力推進等の事業を行っている。また、筑豊地域の起業希望者やベンチャー企業向けにインキュベーター室を低料金で貸出している。

⑤（公財）北九州産業学術推進機構（FAIS）

北九州地域における生産性の向上や産業技術の高度化及び活力ある地域企業群の創出・育成等に寄与することを目的として、産学官連携による研究開発及び学術研究に対する支援を行っている。また、ICT技術の利活用による地域経済社会の発展と情報産業の振興に寄与することを目的として、ICT基盤の整備・活用、地域課題を解決するためのICTプロジェクトの推進・支援、高度なICT人材を育成する事業等を行っている。

⑥直鞍産業振興センター

直方鞍手地域における産業支援の拠点施設として整備され、EMC（電磁両立性）計測・試験の受託、EMC人材の育成講習会、電磁暗室及びEMC試験設備の開放利用及び計測補助など幅広い支援事業を実施。また、新分野進出を目指す企業等を対象にインキュベーター室を提供するなど、地域の研究拠点となっている。

⑦九州大学

「世界最高水準の研究」、「頼りにされる社会連携」、「記憶に残る国際連携」の実現を目指し、創造的・先駆的研究を生み出し、それをイノベーションに結びつける

ための支援を行うとともに知的財産の創出・取得・管理活用を総合的・戦略的に実施し、産学官連携活動を推進している。民間企業等の外部機関と共同研究、受託研究、技術指導を積極的に行うとともに、企業の個々の研究開発ニーズを解決するだけでなく、各種の要素研究の融合を図りながら独創的なコンセプトを創出し、産学の両者が共同して国際競争力に優れた最先端の実用化技術を開発するために、組織対応型連携を図っている。また、大学と民間企業等との組織的かつ中長期的な組織対応型連携の研究事業の枠組みにより、民間企業等からの共同研究費で学内に共同研究に係る拠点（共同研究部門）を設置し、特定の研究分野について一定期間継続的に共同研究を実施している。

⑧九州工業大学

我が国の産業発展のため、品格と創造性を有する人材を育成するという基本理念を掲げる国立大学。多様な産学官連携制度によって、安定した研究基盤を構築し、優れた研究成果の創出と新たな研究展開を図っている。九州工業大学技術交流会「キューテックコラボ」を発足させ、企業・関係機関・市民が会員として参加・運営し、技術相談、共同研究等のコーディネート、産学連携による競争的資金獲得の支援を行っている。

⑨（公財）九州先端科学技術研究所

九州地域における先端科学技術に係る産業の振興と経済社会の発展に資することを目的として、ICT 及びナノテクノロジー分野の研究開発や産学官連携による新産業・新事業の創出支援、社会実装に向けた活動を実施している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物や希少種の生息・生育に十分配慮し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

国立公園又は国指定鳥獣保護区を含む地域経済牽引事業計画を承認しようとするときは九州地方環境事務所へ、国定公園、県立自然公園又は県指定鳥獣保護区を含む地域経済牽引事業計画を承認しようとするときは県環境部（自然環境課）へ事前

に相談する。

なお、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の減量・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

本県では「福岡県安全・安心まちづくり条例」（平成20年4月1日施行）に基づき、県、県民及び事業者の役割を明らかにして、県、市町村及び県民、事業者が相互に連携及び協力して、安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進している。

産業の集積促進に当たっては、事業所等がその事業活動を行うにあたり、従業員、顧客等が犯罪の被害を受けることがないように、

- ・ 扉や窓等の防犯対策
 - ・ 見通し及び照度の確保
 - ・ 防犯カメラ・非常通報装置等防犯設備の効果的な配置
- など、犯罪の防止に配慮した構造又は設備の普及を図るとともに、
- ・ 犯罪等発生時における連絡体制の構築など防犯体制の確立
 - ・ 防犯責任者の配置促進
 - ・ 従業員及び顧客等が被害を受けないための訓練・教育・広報啓発

など、防犯意識の醸成を図る。

また、地域住民と事業者等が互いに支え合う良好な地域社会の形成が図られるよう、事業者の事業活動の特性を活かした安全・安心まちづくりへの参画に配慮する。

(3) その他

- ・ P D C A体制の整備

承認地域経済牽引事業計画の進捗状況は県及び市町村で共有し、事業について毎年見直しを行う。計画の進捗については、毎年度末の状況を県のホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び農用地区域内農地並びに市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

《北九州市》

【重点促進区域2：北九州市地図上の重点促進区域2】

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

〈農地〉

北九州市小倉南区長野本町1丁目

1663, 1670, 1675, 1677, 1679, 1680, 1684, 1687～1692, 1693-1～2, 1695, 1696, 1699
1701～1711, 1715, 1717, 1728, 1729, 1730-1, 1737, 1739, 1744, 1748, 1749, 1768

北九州市小倉南区長野本町4丁目

1957～1959, 1960-1～2, 1961, 1962-1～4, 1963, 1964, 1967, 1973～1976, 1992, 1994,
2000, 2002, 2003, 2022, 2035, 2040, 2045～2055, 2057, 2060, 2065, 2066-1～2,
2070～2073, 2075, 2077, 2079, 2081-1～2, 2082～2084, 2085-1, 2089, 2090,
2092～2094, 2095-1, 2096

〈市街化調整区域〉

北九州市小倉南区長野本町1丁目

1539-1, 1605-1, 1610-1, 1612-1, 1660-1, 1662, 1663, 1666-1～2, 1667,
1669～1675, 1676-1～5, 1677～1685, 1687～1692, 1693-1～2, 1694～1711,
1713～1717, 1718-1～2, 1719, 1722～1729, 1730-1, 1735-1～3, 1736～1749,
1768, 1991

北九州市小倉南区長野本町2丁目

1609-2

北九州市小倉南区長野本町4丁目

1936, 1937-1, 1938～1942, 1946, 1957～1959, 1960-1～2, 1961, 1962-1～4,
1963～1969, 1971, 1973～1977, 1979, 1980-1～5, 1981, 1984, 1985,
1987～1989, 1990-1, 1990-3～6, 1992～1994, 1995-1～5, 1996-1,
1997～1999, 1999-3, 2000, 2002, 2003, 2005, 2008-1, 2009, 2010, 2017-1,
2017-4～9, 2022, 2024, 2028-1, 2032, 2033, 2035～2038, 2039-1～2, 2040,
2045～2055, 2057, 2060～2064, 2064-2, 2065, 2066-1～2, 2067, 2068,
2070～2073, 2074-1, 2074-42075, 2077, 2079, 2081-1～2, 2082～2084,
2085-1, 2089, 2090, 2091-1～2, 2092～2094, 2095-1, 2096

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、北九州市中心部より南東に位置しており、北側は国道10号及び九州自動車道、東側は住宅地、西側は工場、南側は市道や農地、山林に囲まれた区域である。本区域は九州自動車道小倉東インターチェンジに近接しており、北九州市の中心部で

ある小倉北区・小倉駅周辺までは7kmあり、車で約20分と良好なアクセス性を有している。

隣接する道路や住宅地、工場に電気、上下水道のインフラは整備済であるため、新たに大規模な公共施設整備を実施する必要はない。なお、調整池の築造や既存インフラへの接続工事等については、地域経済牽引事業を実施する事業者の負担で行うことを基本とする。

(他計画との調和等)

本区域は、国道10号及び九州自動車道の沿線で、小倉東インターチェンジに近接する区域である。

北九州市都市圏都市計画区域マスタープランにおいて、「工業、流通業務施設などの土地利用計画については、都市及び地域における必要性、位置的特性、種類、規模等を総合的に勘案し、農林漁業との調整を行いながら進めます」とされており、「鉄道及びインターチェンジに近接する交通至便な地区については、利便性と良好な環境を備えた住宅地や工業・流通機能を有する地域の計画的な市街化を検討します」とされている。

北九州市都市計画マスタープランにおいては、「物流・生産拠点」に位置づけており、「北九州市の立地条件や優位性を活かした複合型物流拠点都市の形成を実現するため、陸、海、空の交通、産業拠点の整備とともに、それらが連携して交流を促進していく総合的な交通体系の整備を進めていく」とされている。

北九州市物流拠点構想では、本区域を「物流施設誘導エリア」に位置付けており、高速道路のインターチェンジ周辺や港湾、空港の周辺など交通利便性の高いエリアを物流施設誘導エリアと設定し、このエリアを中心に、物流施設等の立地を支援していくとされている。

北九州市農業振興地域整備計画では、本区域に含まれる農地は、都市部に近接し、大都市域に包有された農業振興地域であることから、他の土地利用との整合を図り、市域全体の効率的な土地利用を阻害することのないよう十分配慮を行うこととされている。

以上の各種計画の位置付けから、当該重点促進区域における地域の成長発展につながる「物流関連分野」に関連する地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画等に則り、関係部局と計画的な土地利用を進めることで、「農業振興地域整備計画」との調和を図っていく。

(地域内の遊休地等の状況等)

令和6年度工場適地調査において、北九州市内に、新たに工場等が立地可能な工業団地や遊休地は存在しない。今後、立地可能な遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域3：北九州市地図上の重点促進区域3】

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

〈農地〉

北九州市小倉南区大字長野

1001-1～2, 1003-4, 1004-1, 1020-3, 1022-1, 1045-1, 1046-1, 1047-1, 1048-1～2,
1049-1～3, 1083-2, 1084, 1085-1～2, 1086-2～5, 1087-1～5, 1088, 1089, 1090,
1091, 1092-1, 1093-2, 1094-1, 1104-1～2, 1105, 1106-1～2, 1107, 1108-1～3,
1110-1～2, 1111-1, 1111-7, 1111-10, 1124

〈市街化調整区域〉

北九州市小倉南区大字長野

1001-1～2, 1003-1, 1003-4, 1004-1, 1020-3, 1022-1, 1040-1, 1043-1, 1044-1,
1045-1, 1046-1, 1047-1, 1048-1～2, 1049-1～3, 1050-1～3, 1051, 1052, 1053,
1054, 1055, 1056-1, 1057, 1058, 1059-21～5, 1059-7～1012, 1060-1, 1061-4～8,
1062-4, 1071-1～3, 1081-3, 1083-2, 1084, 1085-1～2, 1086-21～6, 1087-1～5,
1088, 1089, 1090, 1091, 1091-1～2, 1092-1～2, 1093-1～2, 1094-1, 1095, 1096,
1097, 1098, 1099, 1100, 1101-1～2, 1102, 1103, 1104-1～2, 1105, 1106-1～2, 1107,
1108-1～3, 1109, 1109-1, 1110-1～2, 1111-1～7, 1111-10, 1112, 1113-1～2, 1114-1,
1115-1～2, 1116, 1117, 1118, 1119, 1120-1～2, 1121, 1122-1～2, 1123, 1124,
1136-1～2, 1137-1～4, 1138-2～10, 1138-24, 1138-29, 1141-1～2

北九州市小倉南区舞ヶ丘五丁目

1059-1, 1059-11～12, 1061-4～8, 1062-4, 1071-2～3, 1080, 1086-1, 1086-6,
1091-2～3, 1138-24, 1139, 1141-2

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、北九州市中心部より南東に位置しており、北側は国道10号及び九州自動車道、東側は住宅地、西側は工場、南側は市道や農地、山林に囲まれた区域である。本区域は九州自動車道小倉東インターチェンジに近接しており、北九州市の中心部である小倉北区・小倉駅周辺までは7kmあり、車で約20分と良好なアクセス性を有している。

隣接する道路や住宅地、工場に電気、上下水道のインフラは整備済であるため、新たに大規模な公共施設整備を実施する必要はない。なお、調整池の築造や既存インフラへの接続工事等については、地域経済牽引事業を実施する事業者の負担で行うことを基本とする。

(他計画との調和等)

本区域は、国道10号及び九州自動車道の沿線で、小倉東インターチェンジに近接する区域である。

北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおいて、「工業、流通業務施設などの土地利用計画については、都市及び地域における必要性、位置的特性、種類、規模等を総合的に勘案し、農林漁業との調整を行いながら進めます」とされており、「鉄道及びインターチェンジに近接する交通至便な地区については、利便性と良好な環境を備えた住宅地や工業・流通機能を有する地域の計画的な市街化を検討します」とされている。

北九州市都市計画マスタープランにおいては、「物流・生産拠点」に位置づけており、「北九州市の立地条件や優位性を活かした複合型物流拠点都市の形成を実現するため、陸、海、空の交通、産業拠点の整備とともに、それらが連携して交流を促進していく総合的な交通体系の整備を進めていく」とされている。

北九州市物流拠点構想では、本区域を「物流施設誘導エリア」に位置付けており、高速道路のインターチェンジ周辺や港湾、空港の周辺など交通利便性の高いエリアを物流施設誘導エリアと設定し、このエリアを中心に、物流施設等の立地を支援していくとされている。

北九州市農業振興地域整備計画では、本区域に含まれる農地は、都市部に近接し、大都市市域に包有された農業振興地域であることから、他の土地利用との整合を図り、市域全体の効率的な土地利用を阻害することのないよう十分配慮を行うこととされている。

以上の各種計画の位置付けから、当該重点促進区域における地域の成長発展につながる「物流関連分野」に関連する地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画等に則り、関係部局と計画的な土地利用を進めることで、「農業振興地域整備計画」との調和を図っていく。

(地域内の遊休地等の状況等)

令和6年度工場適地調査において、北九州市内に、新たに工場等が立地可能な工業団地や遊休地は存在しない。今後、立地可能な遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域4：北九州市地図上の重点促進区域4】

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

〈市街化調整区域〉

北九州市小倉南区大字南方

609-1, 613-1, 615, 616, 617, 618, 619, 657-2, 677-3, 679, 680, 681, 682, 683, 683-1, 684, 684-1, 685, 685-1, 686, 686-1, 688-1, 688-3, 695, 697, 700, 702, 703-7, 704, 706-1~2, 706-6~7, 706-12~14, 708-1~3, 718-1~18, 718-20~25, 719, 726-1, 728, 729, 730, 731-1~2, 731-8~10

北九州市小倉南区大字蒲生

1411, 1412, 1547, 1550, 1555-1~2, 1556

北九州市小倉南区大字長行

1505, 1506, 1507, 1589-1, 1599, 1605, 1606, 1607, 1608, 1609, 1612-1, 1618-1, 1619

北九州市小倉南区蒲生五丁目

591-1, 608, 609-1, 610, 611-1, 621-1~2, 650-1

北九州市小倉南区高野四丁目

1502, 1508, 1583-3

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、北九州市中心部の南に位置しており、北側は山林、東側は主要地方道、西側は山林、南側は市道や山林に囲まれた区域である。本区域は九州自動車道小倉南インターチェンジに近接しており、北九州市の中心部である小倉北区・小倉駅周辺までは6 kmあり、車で約20分と良好なアクセス性を有している。

周辺の道路や住宅地に電気、上下水道のインフラは整備済であるため、特に電力については九州電力送配電(株)の西谷変電所から1 kmの距離に位置しているという状況から、新たに大規模な公共施設整備を実施する必要はない。なお、既存インフラへの接続工事等については、地域経済牽引事業を実施する事業者の負担で行うことを基本とする。

(他計画との調和等)

本区域は、主要地方道長行田町線の沿線で、小倉南インターチェンジに近接する区域である。

北九州市基本構想・基本計画においては、「災害時においても日本の社会・経済活動を支えるための拠点として、首都圏などの企業の本社機能やデータセンターなどのバックアップ機能を集積する取り組み『バックアップ首都構想』を推進する」とされており、「物流インフラや産業用地などの都市基盤の整備、特区制度の活用や産学官の連携による新技術や新事業の創出などにより、企業の誘致に取り組む」とされている。

また、北九州市産業振興未来戦略においては、「北九州市が持つ、自然災害リスクの低さ、陸・海・空の充実した物流インフラ、ものづくり産業や環境産業の集積、豊富な理工系人材など、強固な産業基盤のポテンシャルを開花させるとともに、民間の知恵と活力を活かして競争力のある産業用地を創出する」とされており、「首都圏企業の本社機能などを呼び込むバックアップ首都の誘致を推進する」とされている。

北九州市都市計画マスタープランにおいては、「自然・田園ゾーン」に位置付けており、「国家戦略特区の活用をはじめとする市の成長戦略に基づいた政策については、円滑な推進を図るとともに、適切な土地利用の誘導を図る」とされている。

以上の各種計画の位置づけや、本区域が九州電力送配電(株)の西谷変電所の近接に位置するという特性を踏まえ、当該重点促進区域における地域の成長発展につながる「グリーン関連分野」、「IT関連産業分野」等に関連する地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画等に則り、関係部局と調整を図りながら土地利用調整を行

うこととし、各種計画との調和を図っていく。

(地域内の遊休地等の状況等)

令和6年度工場適地調査において、北九州市内に、新たに工場等が立地可能な工業団地や遊休地は存在しない。今後、立地可能な遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、遊休地等を優先的に活用することとする。

《糸島市》

【重点促進区域1：糸島市地図上の位置A】

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

〈農地〉

糸島市多久

395-1, 401-1, 826-1

糸島市富

711-1, 711-4~7, 711-9~13, 712-5~6, 712-8~14, 713-2~7, 964-2~3,

967, 969, 981-1, 981-4~5, 985-1

〈農用地区域内農地〉

糸島市富

711-1, 711-3~13, 712-5~14, 713-1~7, 981-1

〈市街化調整区域〉

糸島市多久

395-1, 395-4, 399-1~7, 400, 401-1, 401-4, 819-8, 826-1

糸島市富

697-1~5, 711-1, 711-3~13, 712-5~14, 713-1~7, 713-9~13, 931-13,

964-1~3, 965-1, 966-1~2, 967, 968, 969, 970-1~3, 971-1, 977-2, 979-5~10,

981-1, 981-4~6, 982, 985-1, 985-3, 985-5, 985-7, 985-12~13

なお、本区域内の他の農地及び農用地区域内農地並びに市街化調整区域においては、土地利用の調整は行わない。

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、糸島市中心部の南に位置しており、北側は国道202号バイパス及び西九州自動車道、東側は住宅地、西側は前原インターチェンジ南産業団地、南側はゴルフ場に囲まれた区域である。本区域は西九州自動車道・前原インターチェンジに近接しており、県庁所在地である福岡市の博多・天神地区までは約30~40分と良好なアクセス性を有している。

周辺の産業団地及び住宅地に電気、上下水道のインフラは整備済みであり、特に電力については九州電力送配電(株)の伊都変電所から3kmの距離に位置しているという状況から、新たに大規模な公共施設整備を実施する必要はない。なお、既存インフラへの接続工事等については、地域経済牽引事業を実施する事業者の負担で行うこと

を基本とする。

(他計画との調和等)

本区域は、国道 202 号バイパス及び西九州自動車道の沿線で、前原インターチェンジに近接する区域である。本区域については、国土利用計画上、産業活動に適した産業団地の確保のため、他の土地利用との調整を踏まえ、地域の特性を生かした有効活用についても検討することとしている。

また、糸島市都市計画マスタープランにおいては、国道 202 号バイパス沿線で、交通利便性を生かした企業誘致を進め、道路や上下水道などの公共施設が整った新たな産業団地の整備を促進する方針を示している。

糸島市農業振興地域整備計画書では、国土利用計画と同様に「農用地については、優良農用地としての整備を図るほか、他の土地利用との調整を踏まえ、地域の特性を生かした有効利用についても検討する。」としている。

以上の各種計画の位置づけや、本区域が九州電力送配電（株）の伊都変電所の近傍に位置するという特性を踏まえ、当該重点促進区域における地域の成長発展につながる「グリーン関連分野」、「IT 関連産業分野」等に関連する地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画、第 2 次糸島市長期総合計画等に則り、関係部局と計画的な土地利用を進めることで「農業振興地域整備計画」との調和を図っていく。

(地域内の遊休地等の状況等)

現在、糸島市内に、新たに工場が立地可能な工業団地や遊休地は存在しない（令和 5 年度工場適地調査）。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、遊休地等を優先的に活用することとする。

《みやま市》

【重点促進区域 1：みやま市地図上の重点促進区域 1】

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

〈市街化調整区域〉

みやま市高田町今福

1102-1, 1102-4, 1102-5, 1103-1, 1104 の一部, 1105, 1106, 1107 の一部,
1108-1 の一部, 1136-1 の一部, 1323-1, 1393 の一部

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、みやま市中心部より南に位置しており、北側は飯江川、東側は国道 209 号、西側は農地、南側は県道、農地に囲まれた区域である。本区域は有明海沿岸道路高田インターチェンジまで 2 km、また、国道 209 号、主要地方道高田山川線に近接しており、九州の玄関口である福岡空港まで約 50 分と良好なアクセス性を有している。さらに、佐賀空港や熊本インターチェンジまで約 40～50 分圏内と福岡県内のみに限らず、隣県である佐賀県や熊本県の中心部に対しても良好なアクセス性を

有している。

都市計画施設であるみやま市し尿処理場（飯江川衛生センター）跡地であるため、電気、上水道のインフラは整備済みであり、新たに大規模な公共施設整備を実施する必要はない。なお、既存インフラへの接続工事等については、地域経済牽引事業を実施する事業者の負担で行うことを基本とする。

（他計画との調和等）

本区域は有明海沿岸道路高田インターチェンジまで2 km、また、国道 209 号に近接する区域である。

本事業は、地域課題である放置竹林の竹を原料とした農作物肥料や畜産物飼料を製造するものである。

みやま市第2次総合計画では自然環境の保全の主要施策として「耕作がなされていない竹林の整備の推進」を掲げている。

筑後都市圏都市計画区域マスタープランでは、筑後都市圏特有の課題として、「生産基盤整備及び定住環境の充実による農林業支援の推進が掲げられており、低コストで高品質な農産物生産を実現する新技術や省力栽培技術を導入し、意欲的で産地をリードする農業者への支援や生産基盤の整備を積極的に行う必要がある」とされている。また、「先進成長産業の育成・集積及び工業団地の新規開発促進も課題の一つであり、県南地域における産業用地が不足している状況を踏まえ、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進することが求められている」とされている。「市街化調整区域の土地利用方針では、市街化調整区域内の山林、森林は、水源かん養や国土保全はもとより、景観形成・災害防止・良好な生活環境の提供等、多様な公益的機能を発揮している重要な存在であることから、全般的な保全整備を図ること」とされている。さらに、「インターチェンジに近接する交通至便な地区については、利便性と良好な環境を備えた住宅地や工業・流通機能を有する地域の計画的な市街化を検討すること」とされている。

みやま市都市計画マスタープランにおいては、都市計画施設であるみやま市し尿処理場（飯江川衛生センター）跡地であり、跡地活用の検討を進めることとしている。また、実現化方策として、有明海沿岸道路のインターチェンジや幹線道路周辺の利活用に、農業振興との調整を図りつつ地域未来投資促進法を活用することとされている。

当該重点促進区域における地域の発展につながる「農林水産・地域商社分野」に関連する地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画等に則り、関係部局と計画的な土地利用を進めることで、「第2次みやま市総合計画」及び「みやま市都市計画マスタープラン」との調和を図っていく。

(地域内の遊休地等の状況等)

現在、みやま市内に、新たに工場が立地可能な工業団地や遊休地は存在しない(令和6年度工場適地調査)。今後、遊休地が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、遊休地等を優先的に活用することとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

《北九州市》

【重点促進区域2：北九州市地図上の重点促進区域2】

① 農用地区域外での開発を優先すること

本区域において、農用地区域及び第一種農地は存在しない。また、農地以外での開発を最優先に検討したが、今回の開発面積を確保することができる既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等及び地域経済牽引事業の用に供するための適当な条件を備えた土地は存在しないことから、農地を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

地域経済牽引事業の目的が達成可能な土地が他に存在しないことから、やむを得ず本区域に農地を含むことについて、関係市町村及び福岡県の農政部局や担当部局に対して十分な説明を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域内の農地において土地利用調整区域を設定する場合は、周辺農地の営農環境に支障がなく、かつ、高性能農業機械の営農に支障を及ぼすおそれがない縁辺部の農地を設定することとし、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進及び農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じるなどの土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう耕作者の同意を得ながら、関係市町村及び福岡県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

本区域内において、今後、農業用排水施設の更新作業が実施される場合でも、当該受益地において開発が行われることを避けるなど農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、関係市町村及び福岡県の農政部局や担当部局と調整することとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性および活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓）を実施した区域を含めないこと

本区域において、これまでに面的整備は実施されていない。今後、当該事業の対象になった農地も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、本区域において農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含まないこととする。加えて、本区域内の農地以外での開発を優先することとする。

【重点促進区域3：北九州市地図上の重点促進区域3】

① 農用地区域外での開発を優先すること

本区域において、農用地区域は存在しない。また、農地以外での開発を最優先に検討したが、今回の開発面積を確保することができる既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等及び地域経済牽引事業の用に供するための適当な条件を備えた土地は存在しないことから、農地を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

地域経済牽引事業の目的が達成可能な土地が他に存在しないことから、やむを得ず本区域に農地を含むことについて、関係市町村及び福岡県の農政部局や担当部局に対して十分な説明を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域内には集団的農地が含まれており、第1種農地が設定されている。やむを得ず集団的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、周辺農地の営農環境に支障がなく、かつ、高性能農業機械の営農に支障を及ぼすおそれがない縁辺部の農地を設定することとし、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進及び農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支

障が生じるなどの土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう耕作者の同意を得ながら、関係市町村及び福岡県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

本区域内において、今後、農業用排水施設の更新作業が実施される場合でも、当該受益地において開発が行われることを避けるなど農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、関係市町村及び福岡県の農政部局や担当部局と調整することとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性および活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓）を実施した区域を含めないこと

本区域において、これまでに面的整備は実施されていない。今後、当該事業の対象になった農地も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、本区域において農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含まないこととする。加えて、本区域内の農地以外での開発を優先することとする。

《糸島市》

【重点促進区域1：糸島市地図上の位置A】

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、関係市町村及び福岡県の農林水産部局等と十分調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域内には集団的農地が含まれており、農用地区域が設定されている。やむを得ず集団的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、周辺農地の営農環境に支障がなく、かつ、高性能農業機械の営農に支障を及ぼすおそれがない縁辺部の農地を設定することとし、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進及び農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じるなどの土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように耕作者の同意を得ながら、関係市町村及び福岡県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

また、本区域内において、今後、農業用排水施設の更新作業が実施される場合でも、当該受益地において開発が行われることを避けるなど農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、関係市町村及び福岡県の農政部局や担当部局と調整することとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性および活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立てまたは干拓）を実施した区域を含めないこと

本区域においては、ほ場整備事業の実施は完了しているが、今後、当該事業の対象になった農地も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、本区域において農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含まないこととする。加えて、本区域内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

《北九州市》

【重点促進区域2：北九州市地図上の重点促進区域2】

【設定する区域（＝重点促進区域2）】 小倉南区長野本町1丁目，2丁目，4丁目
(立地条件)

本区域は、全域が市街化調整区域である。

本区域は、北九州市中心部より南東に位置しており、北側は国道10号及び九州自動車道、東側は住宅地、西側は工場、南側は市道や農地、山林に囲まれた区域である。本区域は九州自動車道小倉東インターチェンジに近接しており、北九州市の中心部である小倉北区・小倉駅周辺までは約7kmあり、車で約20分と良好なアクセス性を有している。

北九州市における住宅用途系以外の整備済の市街化区域はほぼ全域がすでに土地利用されており、高速道路インターチェンジなどの交通インフラに近接した箇所での今回の事業を行うために必要な17ヘクタール程度の用地を確保することは困難である。

本区域は、ガイドラインにおいて除くことが示されている災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域に該当しないが、一部3m未満の高潮浸水想定区域を含む区域である。

しかし、都市計画マスタープランに基づく当該区域の活用方針や企業ニーズがある区域であることなどを踏まえて、立地適正化計画の防災指針に示す情報発信、訓練、体制、避難場所の強化による減災対策等により、災害リスクの低減を図ることが可能と考える地域であるとともに、北九州市地域防災計画に定めた避難施設（指定緊急避難所・指定避難所）に確実に避難できる区域である。

なお、高潮浸水想定区域を含む本区域は、造成により盛り土を行い、ハード対策による災害リスクの回避を行う。

また、対象施設は「高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設」であり、商業施設等の集客性のある施設ではないことから、周辺の市街化を促進するおそれはない。

これらのことから、市街化調整区域での立地の必要性を認めることができる。

(対象施設)

対象施設は、「高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設」であり、主に通信販売業における商品の管理・ピッキング・配送を行うマルチテナント型物流施設を計画していることから、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ（3）②における（v）に該当するものであるため、立地条件は適当である。

なお、北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおいて、

「工業、流通業務施設などの土地利用計画については、都市及び地域における必要性、位置的特性、種類、規模等を総合的に勘案し、農林漁業との調整を行いながら進めます」とされており、「鉄道及びインターチェンジに近接する交通至便な地区については、利便性と良好な環境を備えた住宅地や工業・流通機能を有する地域の計画的な市街化を検討します」とされている。

また、北九州市都市計画マスタープランにおいては、本区域を「物流・生産拠点」に位置づけており、「北九州市の立地条件や優位性を活かした複合型物流拠点都市の

形成を実現するため、陸、海、空の交通、産業拠点の整備とともに、それらが連携して交流を促進していく総合的な交通体系の整備を進めていく」とされている。

【重点促進区域3：北九州市地図上の重点促進区域3】

【設定する区域（＝重点促進区域3）】 小倉南区大字長野、舞ヶ丘五丁目
(立地条件)

本区域は、全域が市街化調整区域である。

本区域は、北九州市中心部より南東に位置しており、北側は国道10号及び九州自動車道、東側は住宅地、西側は工場、南側は市道や農地、山林に囲まれた区域である。本区域は九州自動車道小倉東インターチェンジに近接しており、北九州市の中心部である小倉北区・小倉駅周辺までは約7kmあり、車で約20分と良好なアクセス性を有している。

北九州市における住宅用途系以外の整備済の市街化区域はほぼ全域がすでに土地利用されており、高速道路インターチェンジなどの交通インフラに近接した箇所での今回の事業を行うために必要な7ヘクタール程度の用地を確保することは困難である。

本区域は、ガイドラインにおいて除くことが示されている災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域に該当しないが、一部3m未満の高潮浸水想定区域を含む区域である。

しかし、都市計画マスタープランに基づく当該区域の活用方針や企業ニーズがある区域であることなどを踏まえて、立地適正化計画の防災指針に示す情報発信、訓練、体制、避難場所の強化による減災対策等により、災害リスクの低減を図ることが可能と考える地域であるとともに、北九州市地域防災計画に定めた避難施設（指定緊急避難所・指定避難所）に確実に避難できる区域である。

なお、高潮浸水想定区域を含む本区域は、造成により盛り土を行い、ハード対策による災害リスクの回避を行う。

また、対象施設は「高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設」であり、商業施設等の集客性のある施設ではないことから、周辺の市街化を促進するおそれはない。

これらのことから、市街化調整区域での立地の必要性を認めることができる。

(対象施設)

対象施設は、「高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設」であり、主に通信販売業における商品の管理・ピッキング・配送を行うマルチテナント型物流施設を計画していることから、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ（3）②における（v）に該当するものであるため、立地条件は適当である。

なお、北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおいて、「工業、流通業務施設などの土地利用計画については、都市及び地域における必要性、位置的特性、種類、規模等を総合的に勘案し、農林漁業との調整を行いながら進めます」とされており、「鉄道及びインターチェンジに近接する交通至便な地区については、利便性と良好な環境を備えた住宅地や工業・流通機能を有する地域の計画的な市街化を検討します」とさ

れている。

また、北九州市都市計画マスタープランにおいては、本区域を「物流・生産拠点」に位置づけており、「北九州市の立地条件や優位性を活かした複合型物流拠点都市の形成を実現するため、陸、海、空の交通、産業拠点の整備とともに、それらが連携して交流を促進していく総合的な交通体系の整備を進めていく」とされている。

【重点促進区域 4：北九州市地図上の重点促進区域 4】

(立地条件)

本区域は、全域が市街化調整区域である。

本区域は、周囲より標高が高く、海からも離れているため、ハザードマップ上は洪水、土砂災害、液状化のリスクが非常に低い。

本区域は、北九州市中心部の南に位置しており、北側は山林、東側は主要地方道、西側は山林、南側は市道や山林に囲まれた区域である。本区域は九州自動車道小倉南インターチェンジに近接しており、北九州市の中心部である小倉北区・小倉駅周辺までは 6 km あり、車で約 20 分と良好なアクセス性を有している。

北九州市における住宅用途系以外の整備済の市街化区域はほぼ全域がすでに土地活用されており、今回の事業を行うために必要な、6 万ボルト以上の電圧で送電可能な変電所の近傍に 10 ヘクタール以上の用地を確保することは困難である。

また、対象施設は「コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設」であり、事業の性質上人の往来が少ないことから、周辺の市街化を促進するおそれはない。

これらのことから、市街化調整区域での立地の必要性を認めることができる。

(対象施設)

対象施設は、「コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設」となる。また、6 万ボルト以上の電圧で送電可能な変電所（九州電力送配電（株）の西谷変電所（220kV））が重点促進区域から約 1 km の距離に所在し、対象施設の用に供する土地の面積が 10 ヘクタール以上となることから、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ（3）②における（iii）に該当するものであるため、立地条件は適当である。

《糸島市》

【重点促進区域 1：糸島市地図上の位置 A】

(立地条件)

本区域は、全域が市街化調整区域である。

本区域は、周囲より標高が高く、海や一級河川からも離れているため、ハザードマップ上は洪水、土砂災害、液状化のリスクが非常に低い。

本区域は、糸島市中心部の南に位置しており、北側は国道 202 号バイパス及び西九州自動車道、東側は住宅地、西側は前原インターチェンジ南産業団地、南側はゴルフ場に囲まれた区域である。本区域は西九州自動車道・前原インターチェンジに近接し

ており、県庁所在地である福岡市の博多・天神地区までは約 30～40 分と良好なアクセス性を有している。

糸島市における住宅用途系以外の整備済の市街化区域はほぼ全域がすでに土地活用されており、今回の事業を行うために必要な、6 万ボルト以上の電圧で送電可能な変電所の近傍に 10 ヘクタール以上の用地を確保することは困難である。

また、対象施設は「コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設」であり、事業の性質上人の往来が少ないことから、周辺の市街化を促進するおそれはない。

これらのことから、市街化調整区域での立地の必要性を認めることができる。

(対象施設)

対象施設は、「コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設」となる。また、6 万ボルト以上の電圧で送電可能な変電所(九州電力送配電(株)の伊都変電所(220kV))が重点促進区域から約 3 km の距離に所在し、対象施設の用に供する土地の面積が 10 ヘクタール以上となることから、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ(3)②における(iii)に該当するものであるため、立地条件は適当である。

《みやま市》

【重点促進区域 1 : みやま市地図上の重点促進区域 1】

【設定する区域(=重点促進区域 1)】高田町今福

(立地条件)

本区域は、全域が市街化調整区域である。

本区域は、みやま市中心部より南に位置しており、北側は飯江川、東側は国道 209 号、西側は農地、南側は県道や農地に囲まれた区域である。本区域は有明海沿岸道路高田インターチェンジまで 2 km、また、国道 209 号に近接しており、九州の玄関口である福岡空港まで約 50 分と良好なアクセスを有している。さらに、佐賀空港や熊本インターチェンジまで約 40～50 分と福岡県内のみに限らず、隣県である佐賀県や熊本県の中心部に対しても良好なアクセスを有している。

みやま市の市街化区域内における整備済の土地はほぼ全域がすでに土地活用されている。また、非線引き都市計画区域内の土地についても同様であるため、一団の宅地化された土地はなく、高速自動車国道等インターチェンジなどの交通インフラに近接した区域で今回の事業を行うために必要な 1 ヘクタール程度の用地を確保することは困難である。

本区域はガイドラインにおいて除くことが示されている災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域に該当しないが、3 m 未満の洪水浸水想定区域、5 m 未満の高潮浸水想定区域となっている。

しかし、みやま市都市計画マスタープランにおいて、当該区域の活用検討の方針

や企業ニーズがあることを踏まえて、みやま市都市計画マスタープランの都市防災の方針に示す河道拡幅や掘削などの河川改修、田んぼダムやクリーク先行排水による貯留機能の強化を推進し、洪水及び高潮による浸水被害の軽減を図る。

また、本区域は、みやま市地域防災計画に定めた避難施設（指定緊急避難所・指定避難所）に確実に避難できる区域である。

さらに、対象施設は、「高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設」であり、商業施設等の集客性のある施設ではないことから、周辺の市街化を促進するおそれはない。

これらのことから、市街化調整区域での立地の必要性を認めることができる。

（対象施設）

対象施設は、「高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設」であり、主に竹を原料とした農作物肥料や畜産物飼料の製造及び配送を行う工場を計画していることから、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ（3）②における（v）に該当するものであるため、立地条件は適当である。

なお、筑後都市圏都市計画区域マスタープランにおいて、「市街化調整区域の土地利用方針では、市街化調整区域内の山林、森林は、水源かん養や国土保全はもとより、景観形成・災害防止・良好な生活環境の提供等、多様な公益的機能を発揮している重要な存在であることから、全般的な保全整備を図ること」とされている。また、「インターチェンジに近接する交通至便な地区については、利便性と良好な環境を備えた住宅地や工業・流通機能を有する地域の計画的な市街化を検討すること」とされている。

さらに、みやま市都市計画マスタープランにおいて、都市計画施設であるみやま市し尿処理場（飯江川衛生センター）跡地であり、跡地活用の検討を進めることとしている。また、実現化方策として、有明海沿岸道路のインターチェンジや幹線道路周辺の利活用に農業振興との調整を図りつつ、地域未来投資促進法を活用することとされている。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和11年3月31日までとする。

なお、「福岡県基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。